

埼玉県議会時報

No.280 / 令和3年1月臨時会・2月定例会 ——— 埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

1 月臨時会

1 月臨時会のあらまし	1
1 月臨時会の経過	2
議席一覧表	5
会派構成	5
正副議長	5
委員会委員名簿	6
知事提案説明	10
説明者一覧	11
委員長報告	12
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	14

2 月定例会

2 月定例会のあらまし	16
2 月定例会会期日程	17
2 月定例会の経過	18
新正副議長決まる	31
議席一覧表	32
会派構成	32
正副議長	32
委員会委員名簿	33
知事提案説明	37
説明者一覧	43
質疑質問	44
委員長報告	51
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	72
陳情受付状況	97
閉会中における特定事件一覧表	98
閉会中の委員会活動	100
議会日誌	101
新委員会構成決まる	102
請願案内・傍聴案内	

1月臨時会のあらまし



議長 田村 琢 実



副議長 小久保 憲 一

令和3年1月臨時会について、御報告いたします。

令和3年1月臨時会を1月7日(木)に開催しました。知事から議案1件、議員から議案1件がそれぞれ提出され、計2議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）」1件を原案どおり可決しました。議員提出議案では、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源確保を求める意見書」1件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の1月6日(水)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

1 月臨時会の経過

■ 1月6日(水)

議 運 日 誌



議会運営副委員長
細 田 善 則



議会運営委員長
須 賀 敬 史



議会運営副委員長
石 川 忠 義

午後1時59分開会

1 1月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事から説明。

その際、1月7日の国の緊急事態宣言等の内容により、議案が変更となる可能性を示唆するとともに、事業者への協力要請を1月8日午前0時から行えるように1月7日中の議決の要請がなされた。

2 1月臨時会の会期予定について

- (1) 1月7日(木)の1日間とすることを了承。
- (2) 国の緊急事態宣言等の内容により、議案が確定するため、開会時間を午後3時とすることを了承。

3 新型コロナウイルス感染防止の対応として、1月臨時会会期中は、本会議及び委員会における執行部の出席について、必要最小限の出席者とするよう要請すること等を申し合わせ、執行部に対しても協力を要請することを了承。

午後2時7分閉会

■ 第1日〔1月7日(木)〕

議 運 日 誌 (第1回)

午後2時29分開会

- 1 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 2 昨日の議会運営委員会申合せを受け、本臨時会の本会議には知事、副知事、臨時会で提案される議案に係る部長等のみが出席することとなった旨を報告。

3 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。

午後2時32分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年1月臨時会は、午後3時に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、

72番 細 田 善 則 議員

73番 須 賀 敬 史 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 12月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 2 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

ここで、会議時間の延長が行われ、午後3時2分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午後6時14分再開

1 1月臨時会の付議予定議案について

- (1) 国の緊急事態宣言等の内容により、議案が変更となったため、砂川副知事から改めて説明。

- (2) 質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに

2 自民から、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源確保を求める意見書を提案したい旨の発言がなされ、案文を配布し、この件について、今後の議運で協議することを了承。

3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後6時20分休憩

〔本会議〕

午後6時37分、本会議が再開され、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午後6時43分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第3回)

午後7時19分再開

1 知事提出議案について

- (1) 質疑はないことを確認。
- (2) 付託表のとおり、企画財政委員会及び産業労働企業委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後7時20分休憩

〔本会議〕

午後7時40分、本会議が再開され、知事提出議案(第1号議案)に対する質疑はなく、本臨時会に提出された第1号議案が企画財政委員会及び産業労働企業委員会に付託され、午後7時41分、再度休憩した。

〔委員会〕

本会議休憩中、第1号議案の審査のため、企画財政委員会及び産業労働企業委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第4回)

午後9時50分再開

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源確保を求める意見書について意見交換。内容を了承し、議運委員の連名の議員提出議案として本臨時会に提案することを了承。

なお、この件については、本日の本会議において、急施事件と認定することを了承。

3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後9時52分休憩

〔本会議〕

午後10時4分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第1号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

吉良英敏企画財政委員長
松澤正産業労働企業委員長
が順次登壇し、午後10時11分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第5回)

午後10時25分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 知事提出議案について
 - (1) 討論はないことを確認。
 - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。
- 3 議員提出議案について

区 分	備 考
第1号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- (1) 意見書案1件の案文及び提案者を確認。
 - (2) 提案説明はないことを確認。
 - (3) 質疑はないことを確認。
 - (4) 委員会審査は省略することを確認。
 - (5) 討論はないことを確認。
 - (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。
- 4 今後の議事日程を確認。

区 分	備 考
議第1号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

午後10時27分閉会

〔本会議〕

午後10時38分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件
と決定された。

次に、議員から提出された議第1号議案(意見書案1件)の報告後、本議案を急施事件と認め、上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後10時43分、令和3年1月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午後3時開会	午後3時2分休憩
午後6時37分再開	午後6時43分休憩
午後7時40分再開	午後7時41分休憩
午後10時4分再開	午後10時11分休憩

午後10時38分再開 午後10時43分閉会
出席議員91人 欠席議員なし
(令和3年1月7日現在在職議員91人)

■ 会 期

1月7日(木)1日間
会期延長なし

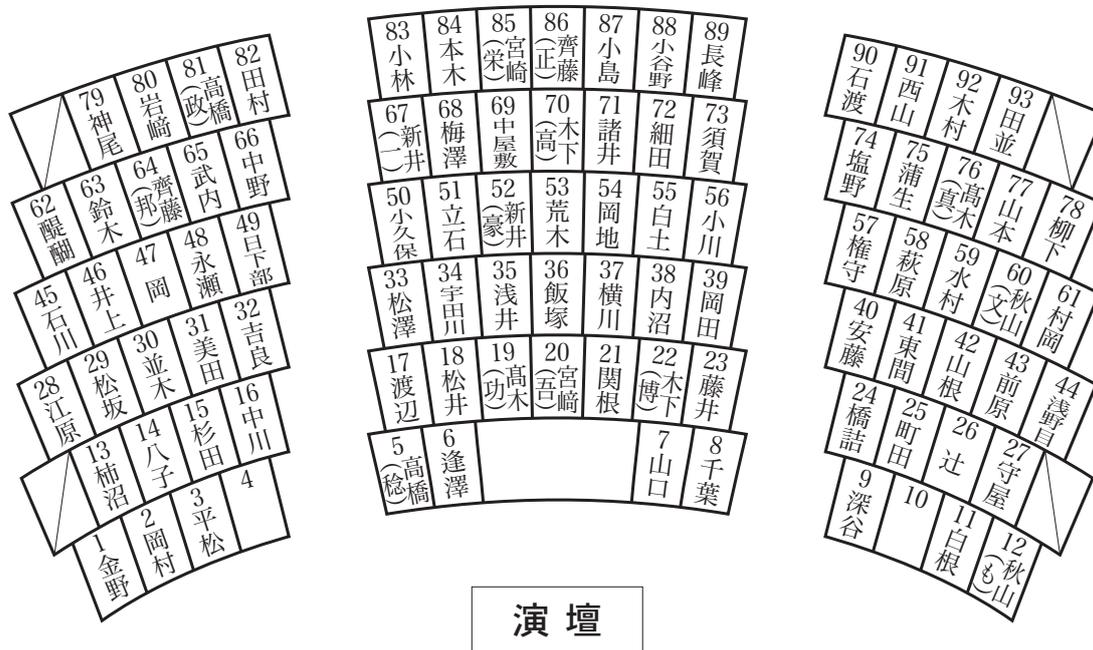
■ 議決結果

議決件数 2件 (うち議員提出のもの1件)
原案可決 2件



議席一覽表

(3. 1. 7現在)



演壇

会派構成

自由民主党	50人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	91人

正副議長

議長 田村 琢実 副議長 小久保 憲一

委員会委員名簿

(3. 1. 7現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民) ○石 川 忠 義 (県 民)	江原久美子 (県 民)
		飯塚 俊彦 (自 民)
		安藤 友貴 (公 明)
		井上 航 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		齊藤 邦明 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		木下 高志 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		小林 哲也 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
		木村 勇夫 (駐71-74)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	逢澤圭一郎 (自 民)
		秋山 もえ (共産党)
		松井 弘 (自 民)
		辻 浩司 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		石川 忠義 (県 民)
		井上 航 (県 民)
		新井 豪 (自 民)
		権守 幸男 (公 明)
		新井 一徳 (自 民)
		梅澤 佳一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民)	高橋 稔裕 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 松井 弘 (自 民) 並木 正年 (県 民) 鈴木 正人 (県 民) 新井 一徳 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎松 澤 正 (自 民) ○永 瀬 秀 樹 (自 民)	杉田 茂実 (県 民) 渡辺 大 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 山根 史子 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 浅野目義英 (無所属) 木下 高志 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 齊藤 正明 (自 民)
総 務 県民生活 (12)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○岡 田 静 佳 (自 民)	山口 京子 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 江原久美子 (県 民) 前原 かづえ (共産党) 新 井 豪 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 本 木 茂 (自 民) 石 渡 豊 (公 明) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰｼﾞ)	県土都市 整 備 (12)	◎浅 井 明 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	中川 浩 (改 革) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 中野 英幸 (自 民) 岩崎 宏 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 欠
環境農林 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	金野 桃子 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡地 優 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 諸井 真英 (自 民) 山本 正乃 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎木 下 博 信 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 柿沼 貴志 (県 民) 高木 功介 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 武内 政文 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 柳下 礼子 (共産党) 西山 淳次 (公 明)
福 祉 保健医療 (12)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 東間亜由子 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 井上 航 (県 民) 日下部伸三 (自 民) 高木 真理 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 高橋 政雄 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎飯 塚 俊 彦 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	逢澤圭一郎 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐ﾌｵｰｼﾞ) 岡 重夫 (県 民) 小久保憲一 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 神尾 高善 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 中川 浩 (改 革) 松井 弘 (自 民) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-7ム) 神尾 高善 (自 民) 本木 茂 (自 民) 西山 淳次 (公 明)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎岡 地 優 (自 民) ○美 田 宗 亮 (自 民)	千葉 達也 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 藤井 健志 (自 民) 江原久美子 (県 民) 石川 忠義 (県 民) 権守 幸男 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-7ム) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 平松 大佑 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 木下 博信 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 安藤 友貴 (公 明) 立石 泰広 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 岩崎 宏 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-7ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○蒲 生 徳 明 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 橋詰 昌晃 (公 明) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 醍醐 清 (県 民) 鈴木 正人 (県 民) 中屋 敷慎一 (自 民) 柳下 礼子 (共産党) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	逢澤 圭一郎 (自 民) 白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-7ム) 柿沼 貴志 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 秋山 文和 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-7ム) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠	人材育成・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 (13)	◎小 川 真 一 郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅井 明 (自 民) 前原 かつえ (共産党) 浅野 目義英 (無所属) 中野 英幸 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小谷 野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎日下部 伸 三 (自 民) ○吉 良 英 敏 (自 民)	渡辺 大 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 並木 正年 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 東間 亜由子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 木下 高志 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 長峰 宏芳 (自 民)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 平松 大佑 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 並木 正年 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 中屋 敷慎一 (自 民) 木下 高志 (自 民) 細田 善則 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
予 算 (32)	◎宮 崎 栄治郎 (自 民) ○諸 井 真 英 (自 民) ○木 村 勇 夫 (駐7オ-7ム)	金野 桃子 (県 民)
		平松 大佑 (県 民)
		千葉 達也 (自 民)
		柿沼 貴志 (県 民)
		中川 浩 (改 革)
		渡辺 大 (自 民)
		木下 博信 (自 民)
		藤井 健志 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		町田 皇介 (駐7オ-7ム)
		守屋 裕子 (共産党)
		並木 正年 (県 民)
		美田 宗亮 (自 民)
		吉良 英敏 (自 民)
		松澤 正 (自 民)
		浅井 明 (自 民)
		飯塚 俊彦 (自 民)
		内沼 博史 (自 民)
		安藤 友貴 (公 明)
		山根 史子 (駐7オ-7ム)
		前原かづえ (共産党)
		石川 忠義 (県 民)
		立石 泰広 (自 民)
荒木 裕介 (自 民)		
水村 篤弘 (駐7オ-7ム)		
新井 一徳 (自 民)		
中屋敷 慎一 (自 民)		
塩野 正行 (公 明)		
小林 哲也 (自 民)		

知事

提案説明



知事 大野 元裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県における新型コロナウイルスの感染動向につきましては、昨年末から急速に拡大しており、本日、1日当たり過去最多となる460人の新規陽性者数が確認されるなど、極めて厳しい状況となっております。

感染拡大に歯止めをかけるため、1月2日に、私も含めた1都3県の知事が西村康稔経済再生担当大臣を訪問し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出について検討するよう要請を行いました。

既に本県では、1月11日までの期間、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」に対して、特措法第24条第9項に基づき営業時間を午前5時から午後10時まで短縮していただくよう協力を要請してまいりました。

また、緊急事態宣言の発出が見込まれる中、それに先んじて首都圏における人の流れを抑え、人々との接触の機会を減少させるため、1都3県の緊急事態行動として、県民の皆様への外出自粛等の要請とともに更なる営業時間短縮要請を行ったところでございます。

具体的には、1月8日から11日の4日間は営業時間を更に2時間短縮して午前5時から午後8時までとし、酒類の提供時間は午後7時までとしていただくよう要請いたしました。

さらに、1月12日から31日までの期間は、地域を県内全域に拡大し、対象もカラオケ店、バー等を含

む全ての飲食店に拡大して、営業時間及び酒類の提供時間短縮の要請を行いました。

このような中、本日、国は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、首都圏の1都3県に対して、緊急事態宣言の発出を決定いたしました。

そこで、国が定めた基本的対処方針に基づき、本県においても、緊急事態措置を講じ、緊急事態宣言の終期である2月7日まで、飲食店への営業時間短縮要請を行い、酒類の提供時間を午前11時から午後7時までとしていただくよう要請することといたしました。

今回の補正予算案は、これらの要請に御協力いただいた事業者に対し、1月8日から11日の4日間については1店舗当たり8万円を協力金として追加支給すること、また、1月12日から2月7日までの27日間については1店舗当たり最大162万円を協力金として支給することに要する経費をそれぞれ計上するものでございます。

財源につきましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用してまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、582億20万円となり、既定予算との累計額は、2兆3,685億3,317万6千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、今回の事業者への協力要請につきましては、1月8日午前0時から効力が発生するため、何とぞ慎重審議の上、本日に御議決を賜りますようお願い申し上げます。

1 月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知 事	大 野 元 裕	教 育 長	高 田 直 芳
副 知 事	砂 川 裕 紀	選挙管理委員会 委 員 長	岡 田 昭 文
副 知 事	橋 本 雅 道	人 事 委 員 会 長 委 員 長	武 笠 正 男
企画財政部長	堀 光 敦 史	同 事 務 局 長	阿 部 隆
総 務 部 長	北 島 通 次	公 安 委 員 会 長 委 員 長	塩 川 修
県民生活部長	山 野 均	警 察 本 部 長	高 木 紳一郎
危機管理防災部長	森 尾 博 之	同 総 務 部 長	山 本 淳
環 境 部 長	小 池 要 子	労働委員会会長	今 井 眞 弓
福 祉 部 長	山 崎 達 也	同 事 務 局 長	奥 山 秀
保健医療部長	関 本 建 二	監 査 委 員	山 本 光 紀
産業労働部長	加 藤 和 男	監 査 委 員	小 山 彰
農 林 部 長	強 瀬 道 男	同 事 務 局 長	村 田 暁 俊
県土整備部長	中 村 一 之	収用委員会会長	中 村 達 也
都市整備部長	濱 川 敦	内水面漁場 管理委員会会長	岡 本 信 明
会 計 管 理 者	板 東 博 之		
公営企業管理者	高 柳 三 郎		
病院事業管理者	岩 中 督		
下水道事業管理者	今 成 貞 昭		

委員長報告

企画財政 委員長報告



委員長 吉 良 英 敏

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	12
産業労働企業	13

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第1号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今後、仮に緊急事態宣言の期間が延長され、営業時間短縮等に係る協力金を増額する必要が生じた場合には、どのように国から財源措置される見込みなのか」との質疑に対し、「今回の補正予算の財源として、協力金の8割は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の『協力要請推進枠』を、協力金の2割及び事務費は当該交付金の地方単独事業分を活用することとしている。仮に緊急事態宣言の期間が2月7日以降も継続された場合には、協力金の制度を継続するために必要な財源を確保するよう国に要望していきたい」との答弁がありました。

次に、「今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、都道府県知事の権限が強化されると見込まれているが、財源がなければ、有効性の高い策を講じられない。権限強化と財源はセットでなければならないと考えるが、地方に十分な財源を確保できるようこれまでどのように国に要望してきたのか」との質疑に対し、「今年度、知事から国に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や運用の拡大などにより十分な財政措置を講じるよう、計4回要望活動を実施してきた。また、全国知事会や関東地方知事会を通じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に当たっては、地方自治体の実効性を担保するためにも、国による財政措置の規定を設けるよう要望してきた。さらに、本日の緊急事態宣言の発出に先立ち、昨日、一都三県の知事から西村内閣

府特命担当大臣に対して、地方が必要となる財源は全て国において確保することを要望したところである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案1件について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



委員長 松 澤 正

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第1号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「支給対象となる事業者数は、飲食店の営業許可件数の約7割程度の予算額となっているが、その理由は何か。また、予算額を超えた場合は、どのように対応するのか」との質疑に対し、「対象店舗数の算出に当たっては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可件数を根拠としている。この中には、店舗内で調理を行っているスーパーマーケットや弁当販売店など、飲食スペースがない店舗も15%程度含まれており、こうした店舗をあらかじめ対象から除外した。さらに、午後8時以降に営業していない店舗も15%程度含まれていると想定し、これらを合わせた30%の店舗は対象外と考え、7割とした。また、申請額が今回の予算額を超えた場合は、議会に御相談させていただく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
1	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）	歳入歳出予算補正額 582億20万円 累計額 2兆3,685億3,317万6千円	原案可決

議員提出議案（意見書）

議第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、都道府県知事は数次にわたる補正予算を編成し、医療体制の整備や休業要請に応じた事業者への協力金の支給などの対策を講じてきたが、地方の歳出は異例の規模に達し、その財源確保が課題となっている。

国は、特別交付税による措置や新たな交付金の創設などにより、地方に対する財政面での支援を行っているが、地方の歳出はこれらの充当により賄える水準を超えており、自治体間における財政力格差が新型コロナウイルス感染症対策における手厚さの格差につながる懸念されている。

国は、本年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言を再度発出し、さらに、次期通常国会において特措法を改正し、都道府県知事の権限を強化することとしている。

しかしながら、都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じていくに当たり、財源の確保に制約され、先手を打って有効な対策を講じることが困難であることが喫緊の課題となっており、特措法の改正により都道府県知事の権限を強化するだけでなく、権限行使の裏付けとなる財源を確保することが必要である。

よって、国においては、特措法の改正による都道府県知事の権限の強化と併せて、その裏付けとなる十分な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月7日

埼玉県議会議長

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	總	理	大
財		務	大	臣
總		務	大	臣
厚	生	勞	働	大
内	閣	官	房	長
經	濟	再	生	担
				当
				大
				臣
				官
				臣
				臣

様

原案可決

2月定例会のあらまし



議長 田村 琢 実



副議長 小久保 憲 一

令和3年2月定例会について、御報告いたします。

令和3年2月定例会を2月19日(金)から3月26日(金)まで開催しました。知事から議案80件、議員から議案14件がそれぞれ提出され、計94議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計予算」など74件を原案どおり可決、「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）」1件を承認、「審査請求に関する諮問について」1件を答申、「埼玉県副知事の選任について」など4件に同意しました。議員提出議案では、「埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例」など14件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の2月12日(金)と会期中6日、計7日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

2月定例会

令和3年2月定例会会期日程

自 2月19日
至 3月26日 36日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	2月19日	金	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	2月20日	土		休日休会
第3日	2月21日	日		〃
第4日	2月22日	月		予算説明会・議案調査
第5日	2月23日	火		休日休会（天皇誕生日）
第6日	2月24日	水		予算説明会・議案調査
第7日	2月25日	木		議案調査
第8日	2月26日	金	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問（代表）
第9日	2月27日	土		休日休会
第10日	2月28日	日		〃
第11日	3月1日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問（代表）
第12日	3月2日	火	〃	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第13日	3月3日	水	〃	〃
第14日	3月4日	木	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第15日	3月5日	金		議案調査
第16日	3月6日	土		休日休会
第17日	3月7日	日		〃
第18日	3月8日	月		委員会
第19日	3月9日	火		〃 ・議案調査
第20日	3月10日	水		〃（特別）
第21日	3月11日	木		〃（予算特別）・議案調査
第22日	3月12日	金		〃（ 〃 ）・ 〃
第23日	3月13日	土		休日休会
第24日	3月14日	日		〃
第25日	3月15日	月		委員会（予算特別）・議案調査
第26日	3月16日	火		〃（ 〃 ）・ 〃
第27日	3月17日	水		〃（ 〃 ）・ 〃
第28日	3月18日	木		議案調査
第29日	3月19日	金		委員会（予算特別）・議案調査
第30日	3月20日	土		休日休会（春分の日）
第31日	3月21日	日		〃
第32日	3月22日	月		議案調査
第33日	3月23日	火		委員会（予算特別）・議案調査
第34日	3月24日	水		〃 ・議案調査
第35日	3月25日	木	午前10時	委員長報告・委員会（予算特別）
第36日	3月26日	金	〃	委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

2月定例会の経過

■ 2月12日（金）

代 表 者 会 議

午前10時30分開会

- 1 2月定例会の付議予定議案について、知事及び企画財政部長から説明。
- 2 令和3年度議会費予算案について、議会事務局長から説明。
- 3 議会のペーパーレス化推進の一環として、本会議及び予算特別委員会の会議録並びに議会時報の配布部数を見直すことを了承。

午前11時5分休憩

午前11時6分再開

午前11時15分閉会

議 運 日 誌（第1回）



議会運営副委員長
細田善則



議会運営委員長
須賀敬史



議会運営副委員長
石川忠義

午後2時1分開会

- 1 2月定例会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 代表質問については次のとおりとすることを了承。
 - (1) 質問者数及び質問日数は自民、県民、民主フォーラム、公明の各1人、計4人で2日間とする。
 - (2) 質問順位は、代表質問初日が自民、県民の順、代表質問2日目が民主フォーラム、公明の順とする。
 - (3) 質問時間は45分とする。
 - (4) 答弁者は、原則として、知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本

部長及び各行政委員会の長とする。

4 一般質問については、協議の結果、次のとおりとすることを了承。

- (1) 質問者数及び質問日数は、1日3人で3日間、計9人とする。
- (2) 会派別日別質問者の割り振りは次のとおりとする。

会派	第1日	第2日	第3日	計
自 民	1	2	2	5
県 民	1		1	2
民主フォーラム	1			1
公 明		1		1
共 産 党				
改 革				
無 所 属				
計	3	3	3	9

5 代表質問者及び一般質問者氏名並びに質問日の報告期限は、開会日前日の2月18日(木)の正午までとすることを了承。

6 令和3年予算説明会を次のとおり実施することとし、その旨を各議員に通知することを了承。

- (1) 場所 第3委員会室
- (2) 当初予算案における主要な施策について

月 日	時 刻	所要時間	説明する部局
2月22日 (月)	10:00～10:15	15(分)	企 画 財 政 部
	10:15～10:30	15	総 務 部
	10:30～10:50	20	県 民 生 活 部
	(10:50～11:00)	(10)	(休 憩)
	11:00～11:10	10	危 機 管 理 防 災 部
	11:10～11:35	25	環 境 部
	(休 憩)		
	13:00～13:25	25	福 祉 部
	13:25～13:50	25	保 健 医 療 部
	13:50～14:15	25	産 業 労 働 部
	(14:15～14:25)	(10)	(休 憩)
	14:25～14:45	20	農 林 部
	14:45～15:10	25	県 土 整 備 部
	15:10～15:35	25	都 市 整 備 部
15:35～15:40	5	会 計 管 理 者	
2月24日 (水)	10:00～10:20	20	企 業 局
	10:20～10:30	10	下 水 道 局
	(10:30～10:40)	(10)	(休 憩)
	10:40～11:05	25	教 育 局
	11:05～11:15	10	警 察 本 部

(3) 当初予算案における財政状況について

月 日	時 刻	所要時間	説明する部局
2月24日 (水)	11:15～11:35	20(分)	財 政 課

7 2月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、2月19日から3月26日までの36日間とすることを了承。

8 発言通告書の提出期限は、先例どおり、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとすることを確認。

9 2月定例会会期中の新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議する。

ただし、採決時は全員が本会議場で審議。

イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

ウ 議長席、演壇及び一般質問（一問一答式）の質問者席に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。

エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。

(2) 委員会における対応

ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

イ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。

10 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり決定。

(1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩または散会ごとに交代で第4委員会室で審議する。

(2) 第4委員会室で審議する議員についても、

本会議に出席にしたものとみなす。

(3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議する。

(4) 定めのない事項については、議長が判断する。

11 令和3年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）について、今後の議運で協議することを了承。

12 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。

13 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」の運用規程に基づき、令和3年度の策定等予定計画一覧表が知事から議長宛てに提出されたことを確認。

14 予算特別委員会へのICT機器の持込みについて、昨年度に引き続き、認めることを了承。
午後2時54分閉会

■ 2月19日（金）

代表者会議	
午前8時59分開会	知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
午前9時2分開会	

議 運 日 誌

午前9時33分開会

- 1 並木正年議員から予算特別委員の辞任願が提出されたため、本日の本会議冒頭で辞任を許可し、後任として、松坂喜浩議員を選任することを了承。
- 2 知事追加提出議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 3 本定例会において代表質問を行う議員の氏名を次のとおり確認。

月日（曜）	発言順位	議席番号	氏 名	会派名
2月26日(金)	1	87	小島 信昭	自 民
	2	47	岡 重夫	県 民
3月1日(月)	1	93	田並 尚明	民主フォーラム
	2	91	西山 淳次	公 明

4 本定例会において一般質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月日(曜)	発言順位	議席番号	氏名	会派名	質問形式
3月2日(火)	1	56	小川真一郎	自 民	一問一答
	2	28	江原久美子	県 民	一問一答
	3	11	白根 大輔	民主フォーラム	一問一答
3月3日(水)	1	8	千葉 達也	自 民	一問一答
	2	58	萩原 一寿	公 明	一 括
	3	34	宇田川幸夫	自 民	一問一答
3月4日(木)	1	48	永瀬 秀樹	自 民	一 括
	2	63	鈴木 正人	県 民	一 括
	3	71	諸井 真英	自 民	一 括

5 議員の写真撮影について、一問一答式で質疑・質問を行う議員本人から、申請書により、議長宛てに申請を行い、許可された場合には、指定された撮影者は腕章を着用し、テレビカメラブースの使用を許可することを了承。

6 知事提出急施議案(第43号議案及び第52号議案)の取扱いについて

(1) 本日の本会議に上程し、代表質問初日・2月26日(金)に知事提出急施議案に対する質疑、委員会付託を行い、同日の本会議散会后に委員会開会、一般質問初日・3月2日(火)に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。

(2) 知事提出急施議案に対する質疑は次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、発言の2日前の2月24日(水)の正午まで

7 埼玉県議会委員会条例等の改正について、次のとおりの委員長案を配布し、今後の議運で協議することとした。

(1) 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、委員会条例の福祉保健医療委員会の所管事項から病院局を削除し、令和3年4月1日を施行期日とする改正案を提

出する。

(2) 埼玉県議会委員会規程に、オンライン委員会の開催を可能とするため、出席の特例を定めるとともに欠席事由「出産」について、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び産後8週間を明文化等し、公布の日を施行期日とする改正案を提出する。

(3) 埼玉県議会会議規則の欠席事由「出産」についても委員会規程と同様に、産前産後期間を明文化等し、公布の日を施行期日とする改正案を提出する。

8 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を一般質問初日・3月2日(火)、案文を一般質問最終日・3月4日(木)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・3月26日(金)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

9 令和3年度の執行機関の附属機関等委員について、令和3年度も34ポストで変更なく、これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、自民19、県民5、民主フォーラム4、公明4、共産党2となることを確認。

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(金)までに各会派で調整することを了承。

なお、埼玉県立病院運営協議会の職指定のポストについては、埼玉県立病院の地方独立行政法人化に伴い、廃止されることを確認。

10 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席について、先例により、地元議員は、休日休会を除き、出席しないことになっているので、この旨、各議員に周知することを了承。

11 本日の議事日程を確認。

12 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前10時6分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年2月定例会は、午前10時20分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

戸 所 邦 弘 教育委員会委員
星 野 信 吾 収用委員会委員
藤 縄 雅 啓 収用委員会委員
石 川 猛 収用委員会委員
原 和 也 警察本部長

が就任の挨拶を行った。

次に、

70番 木 下 高 志 議員
71番 諸 井 真 英 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から3月26日までの36日間とすることに決定された。

次に、予算特別委員の辞任及び選任が行われ、並木正年議員の辞任が許可され、後任として、松坂喜浩議員が選任された。

次に、諸報告に入り、

- 1 1月臨時会において可決した意見書の処理結果
- 2 現金出納検査結果（令和2年11月分及び12月分）
- 3 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案52件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時20分開会 午前10時56分散会

出席議員91人 欠席議員なし
（令和3年2月19日現在在職議員91人）

なお、本会議散会后、図書室委員会が開かれた。

■ 第2日〔2月20日（土）〕

休日休会

■ 第3日〔2月21日（日）〕

休日休会

■ 第4日〔2月22日（月）〕

予算説明会・議案調査

■ 第5日〔2月23日（火）〕

休日休会

■ 第6日〔2月24日（水）〕

予算説明会・議案調査

■ 第7日〔2月25日（木）〕

議案調査

■ 第8日〔2月26日（金）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時30分開会

- 1 知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）について
 - (1) 質疑について、次のとおり確認。
 - ア 16番中川浩議員（改革）が第52号議案に対する質疑を行う。
 - イ その他の議案に対する質疑はない。
 - (2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 2 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例案、埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案及び埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案について、委員長案を了承し、一般質問最終日・3月2日(火)の本会議に上程することを了承。
- 3 令和3年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）について意見交換し、今後の議運で改めて協議することとした。
- 4 彩の国さいたまづくり広域連合長から、同広域連合議会議員2名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後、協議することを了承。
- 5 去る2月12日(金)の議運で予算特別委員会へのICT機器の持込みを認めることとしたことを受けて、議会情報ネットワーク上で関係資料を閲覧できるようになったことを報告。
- 6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 7 自民から、埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例案を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布し、この件について、今後の議運

で協議することを了承。

- 8 去る2月12日（金）の議会運営委員会申合せを受け、代表質問及び一般質問期間中の本会議は、知事、副知事及び質疑・質問に関係する部長等のみが出席することを確認。
午前9時43分散会

〔本会議〕

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
の報告がなされた。

次に、知事追加提出議案（第54号議案～第76号議案）の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、自由民主党を代表して、

87番 小島 信昭 議員

無所属県民会議を代表して、

47番 岡 重夫 議員

が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）に対する質疑に入り、第52号議案に対して、16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前11時37分休憩

午後1時2分再開 午後2時27分散会

出席議員91人 欠席議員なし

〔委員会〕

本会議散会后、知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）の審査のため、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、県土都市整備及び文教の各常任委員会が開かれた。

■ 第9日〔2月27日（土）〕

休日休会

■ 第10日〔2月28日（日）〕

休日休会

■ 第11日〔3月1日（月）〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答（第70号議案）の報告がなされた。次に、質疑質問が続行され、

埼玉民主フォーラムを代表して、

93番 田 並 尚 明 議員

公明党を代表して、

91番 西 山 淳 次 議員

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時29分休憩

午後1時1分再開 午後2時31分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第12日〔3月2日（火）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時33分開会

1 岩崎宏議員の逝去について、本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行うことを了承。哀悼の辞を江原久美子議員が行うことを了承。また、哀悼決議は、議会運営委員の連名で提出することとし、案文及び提案者を確認し、正規の手続きを省略し、直ちに採決することを了承。

2 知事提出急施議案（第43号議案及び第52号議案）に係る各常任委員会の審査結果を確認。

3 令和3年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）について、委員長案を配布し、意見交換し、案のとおり決定した。

4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時45分休憩

〔本会議〕

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、岩崎宏議員が去る2月28日に逝去されたことが報告され、黙とうの後、議員を代表して

28番 江 原 久美子 議員

から、哀悼の辞が述べられた。

次に、岩崎宏議員の逝去に対し弔意を表すため、須賀敬史議員ほか16名の議員から提出された議第2号議案（哀悼決議）が報告、上程され、即決の結果、

原案のとおり可決され、10時12分、一旦休憩した。

午前10時15分、本会議が再開され、質疑質問が
続行され

56番 小川 真一郎 議員（自民）
が登壇した。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行
われた後、知事提出急施議案（第43号議案及び第52
号議案）が一括上程され、各常任委員長の審査経過
報告（口頭）に入り、

細田 善則 企画 財政 副委員長
岡田 静佳 総務 県民生活 副委員長
権守 幸男 環境 農林 副委員長
横川 雅也 福祉 保健医療 副委員長
安藤 友貴 県土 都市整備 副委員長
宇田川 幸夫 文 教 副委員長
が順次登壇し、午前11時38分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後0時15分再開

1 知事提出急施事案（第43号議案及び第52号
議案）について

- (1) 各委員長の報告に対する質疑はないこと
を確認。
- (2) 討論はないことを確認。
- (3) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)第52号議案	各会派、無所属とも原案可決 に賛成
(2)第43号議案	各会派、無所属とも「本件処 分は、非違行為の内容及び程 度、非違行為の公務に対する 信頼に及ぼす影響などの事情 を勘案した上で行われており、 妥当なもの認められる。よっ て、本件審査請求は、棄却す べきである。」と答申すること に賛成

2 議員提出議案について

- (1) 条例案1件、規程案1件、規則案1件の
案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略すること
を確認。
- (5) 討論はないことを確認。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第3号議案～議第5号議案	各会派、無所属とも原案可決 に賛成

(7) 知事提出急施事案の採決後に上程し、採
決まで行うことを了承。

3 今後の議事日程を確認。

午後0時19分散会。

〔本 会 議〕

午後1時3分、本会議が再開され、質疑質問が
続行され、

28番 江原 久美子 議員（県民）

11番 白根 大輔 議員（民主フォーラム）
が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案（第43号議案及び第52号
議案）について、各委員長の報告に対する質疑は
なく、討論もなく、採決が行われた結果、原案のと
おり可決・答申することに決定された。

次に、議員から提出された議第3号議案～議第5
号議案（条例案1件、規程案1件、規則案1件）の
報告、上程がなされ、提案説明は省略され、質疑は
なく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が
行われた結果、原案のとおり可決された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前10時12分休憩
午前10時15分再開 午前11時38分休憩
午後1時3分再開 午後2時10分休憩
午後3時2分再開 午後4時13分散会
出席議員90人 欠席議員なし

■ 第13日〔3月3日（水）〕

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑
質問が続行された。

この日は、

8番 千葉 達也 議員（自民）

58番 萩原 一寿 議員（公明）

34番 宇田川 幸夫 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時16分休憩

午後1時再開 午後2時20分休憩
 午後3時1分再開 午後4時19分散会
 出席議員89人 欠席議員1人

■ 第14日〔3月4日(木)〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時30分開会

- 1 議案(第2号議案～第42号議案、第44号議案～第51号議案及び第53号議案～第76号議案)を付託表のとおり各委員会付託について了承。
- 2 去る2月26日(金)の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。
 - (1) 条例案1件の案文及び提案者を確認。
 - (2) 議第6号議案は提案者を代表して69番中屋敷慎一議員が提案説明を行うことを了承。
 - (3) 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に行うことを了承。
 - (4) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
 - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - イ 質疑時間は1人5分以内
 - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - エ 発言順序は多数会派順
 - オ 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中、速やかに
- 3 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、案文を本日午後5時までに議運委員長に提出することを了承。
- 4 令和3年度の各委員会の会派別委員配分について、次のとおり了承。

なお、各委員会の委員氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日(水)の午後5時までに報告することを了承。

 - (1) 議会運営委員会

委員会	会派								計	定数			
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党			改	革	無所属
議会運営	9		3		2	2	1					17	17

(2) 各常任委員会

委員会	会派								計	定数			
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党			改	革	無所属
企画財政	6		2		1	1		—	1			11	12
総務 県民生活	7		2		1	1	1		—			12	12
環境農林	6		2		1	1	1		—			11	11
福祉保健 医療	6		2		2	1	1		—			12	12
産業労働 企業	6		2		2	1	1		—			12	12
国土都市 整備	6		1		1	2	1		—			11	12
文教	6		2		1	1	1		—			11	11
警察危機 管理防災	6		1		1	1		—	—			10	11
計	49		14		10	9	6		1			90	93

(3) 各特別委員会(決算及び予算を除く。)

委員会	会派								計	定数			
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党			改	革	無所属
自然再生・ 循環社会対策	6		2		1	1	1		—	1		12	13
地方創生・ 行財政改革	7		2		2	1	1		—			13	13
公社事業 対策	7		2		2	1	1		—			13	13
少子・高齢 福祉社会対策	6		2		2	2	1		—			13	13
経済・ 雇用対策	7		2		1	1	1		—			12	13
危機管理・ 大規模災害対策	7		2		1	2	1		—			13	13
人材育成・文化・ スポーツ振興	7		2		1	1		—	1			12	13
計	47		14		10	9	6		1	1		88	91

(4) 図書室委員会

委員会	会派								計	定数			
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党			改	革	無所属
図書室	8		2		2	1	1		—			14	14

(5) 決算特別委員会

委員会	会派								計	定数			
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党			改	革	無所属
決算特別	10		3		2	2	1		—			18	18

(注) 図書室委員及び決算特別委員は重複しないようにする。

(6) 予算特別委員会

委員会	会派									計	定数	
	自	民	県	民	民主 フォーラム	公	明	共産党	改			革
予 算 特 別	18		5		4		3	2	—	—	32	32

5 令和3年度の執行機関の附属機関等委員について、調整結果を報告。

なお、配分された委員の氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（水）の午後5時までに報告することを了承。

6 議会運営委員会内規の改正について委員長案を確認し、去る3月2日に議決した会議規則、委員会規程の改定に合わせて、内規を整備することを了承。

7 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午前9時37分休憩

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 人事委員会意見回答（第69号議案）
- 2 監査結果（埼玉県東京事務所ほか228か所）の報告及び陳情の報告が行われた。次に質疑質問が続行され、

48番 永 瀬 秀 樹 議員（自民）が登壇した。

次に、議員から提出された議第6号議案の報告、上程がなされ、議第6号議案について69番中屋敷慎一議員（自民）が提案説明を行い、午前11時15分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後0時19分再開

- 1 議第6号議案について
 - (1) 質疑はないことを確認。
 - (2) 付託表のとおり、総務県民生活委員会に付託することを了承。
- 2 今後の議事日程を確認。

午後0時21分散会

〔本 会 議〕

午後1時1分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

63番 鈴 木 正 人 議員（県民）

71番 諸 井 真 英 議員（自民）が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第2号議案～第42号議案、第44号議案～第51号議案、第53号議案～76号議案及び議第6号議案が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時15分休憩
 午後1時1分再開 午後2時1分休憩
 午後3時9分再開 午後4時34分散会
 出席議員90人 欠席議員なし

■ 第15日〔3月5日（金）〕

議案調査

■ 第16日〔3月6日（土）〕

休日休会

■ 第17日〔3月7日（日）〕

休日休会

■ 第18日〔3月8日（月）〕

〔常任委員会〕

この日は企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第19日〔3月9日（火）〕

〔委員会〕・議案調査

■ 第20日〔3月10日（水）〕

〔特別委員会〕

この日は自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策、人材育成・文化・スポーツ振興及び新型コロナウイルス感染症対策の各特別委員会が開かれた。

■ 第21日〔3月11日（木）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

午前9時1分休憩
 午前9時2分再開
 午前9時3分閉会

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時31分開会
 1 知事追加提出議案(人事議案)について、砂川副知事から説明。
 2 予算特別委員会の審査結果について確認。
 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
 午前9時34分休憩

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、予算特別委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、知事提出議案(第77号議案)が上程され、予算特別委員会の審査経過報告(口頭)に入り、

宮崎 栄治郎 予 算 特別委員長が登壇し、午前10時6分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午前10時49分再開
 1 16番中川浩議員(改革)が総務県民生活委員長の報告に対する質疑を行うことを確認。
 なお、その他の各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
 2 議案に対する討論について、次のとおり確認。
 (1) 28番江原久美子議員(県民)が、議第6号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 (2) その他の議案に対する討論はない。
 3 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第6号議案	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、無所属は原案可決に賛成、県民は原案可決に反対
(2)第2号議案～第42号議案、第44号議案～第51号議案及び第53号議案～第77号議案	各党派、無所属とも原案可決・承認に賛成

4 調整後の意見書案の件名を確認。
 5 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
 午前10時52分休憩

〔本 会 議〕

午前11時6分、本会議が再開され、まず、各委員長報告に対する質疑に入り、16番中川浩議員(改革)から、総務県民生活委員長の報告に対する質疑がなされ、これに対し、総務県民生活委員長が答弁を行った。

続いて、討論に入り、

28番 江 原 久美子 議員(県民)が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、

原案可決 74件
 承認 1件

と決定された。

次に、自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成、地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用、公社事業の経営・見直し、少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用、中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用、大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援、人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策の件並びに新型コロナウイルス感染症対策等については、閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、地方創生・行財政改革特別委員会に、DXの推進に関する総合的対策の件を追加付託し、閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定され、午前11時17分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第3回)

午後0時59分再開

1 知事追加提出議案(人事議案)について
 (1) 正規の省略を省略し、直ちに採決することを了承。
 (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)第78号議案及び第81号議案	各党派、無所属とも同意に賛成
(2)第79号議案	(議運では確認していない)
(3)第80号議案	(議運では確認していない)

2 議員提出議案について

- (1) 意見書案9件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論について、次のとおり確認。

ア 12番秋山もえ議員（共産党）が、議第14号議案及び議第15号議案に対し反対の立場から討論を行う。

イ その他の議案に対する討論はない。

- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第7号議案～議第13号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(2)議第14号議案及び議第15号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名を確認。

4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後1時3分休憩

〔本 会 議〕

午後1時22分、この日の本会議が再開され、まず、知事から追加提出された第78号議案～第81号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第7号議案～議第15号議案（意見書案9件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

12番 秋 山 も え 議員（共産党）が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

ここで、

63番 鈴 木 正 人 議員（県民）から、ウイグル人などの少数民族への人権弾圧に強く抗議し、日本版マグニツキー法の成立を求める意見書の提出を求める動議が提出され、所定の賛成者があったため本動議は成立し、日程に追加し、直ちに

議題とすることについて会議に諮ったところ否決された。

次に、議会運営委員及び各常任委員の選任、図書室委員の任命の後、午後1時37分、休憩した。

（なお、この休憩中に、議会運営委員会、各常任委員会、図書室委員会の順に正副委員長互選のための委員会が開かれた。）

議 運 日 誌（第4回）

午後2時54分再開

- 1 議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果を確認。
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙について、28番江原久美子議員及び84番本木茂議員が候補者として、自民及び県民から推薦されたことを了承。
- 3 各特別委員の所属変更を確認。
- 4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後3時休憩

〔本 会 議〕

午後3時18分、本会議が再開され、まず、議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙が指名推選の方法により行われ、その結果、

28番 江 原 久美子 議員（県民）

84番 本 木 茂 議員（自民）

が、それぞれ当選した。

次に、各特別委員の所属変更が行われた。

次に、田村琢実議長から小久保憲一副議長に、議長の辞職願が提出され、これが許可され、

82番 田 村 琢 実 議員（自民）

から議長退任の挨拶がなされた後、議長選挙が行われ、その結果、

71番 木 下 高 志 議員（自民）

が当選し、議長就任の挨拶がなされた。

次に、小久保憲一副議長から木下高志議長に、副議長の辞職願が提出され、これが許可され、

51番 小 久 保 憲 一 議員（自民）

から副議長退任の挨拶がなされた後、副議長選挙が行われ、その結果、

54番 岡地 優 議員（自民）
が当選し、副議長就任の挨拶がなされた。

次に、正副議長の特別委員の辞任及び前正副議長の特別委員の選任が行われた。

ここで本会議時間の延長が行われ、午後4時18分、休憩した。

（なお、この休憩中に、各特別委員会の正副委員長互選のための委員会が開かれた。）

議 運 日 誌（第5回）

午後4時49分再開

- 1 立石泰広議員ほか3名から新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任願が提出されたため、次の本会議冒頭で辞任を許可し、先ほどの本会議で同委員を辞任した木下高志議員の後任を含め、後任として藤井健志議員ほか4名を選任することを了承。
- 2 各特別委員会正副委員長の互選結果を確認。
- 3 会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承。
- 4 議席の一部変更を了承。
- 5 執行機関の附属機関等の変更委員氏名を確認。
なお、充て職に係る委員の変更については、後刻、事務局に処理させることを了承。
- 6 今後の議事日程を確認。
- 7 6月定例会の会期予定案について、6月14日(月)～7月2日(金)の日程で執行部と調整中である旨を報告。

午後4時58分閉会

〔本 会 議〕

午後5時14分、本会議が再開され、まず、新型コロナウイルス感染症対策特別委員の辞任及び選任が行われ、立石泰広議員ほか3名の辞任が許可され、欠員となった同委員に藤井健志議員ほか4名が選任された。

次に、各特別委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、議席の一部変更が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時19分、令和3年2月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議	午前10時6分休憩
午前11時6分再開	午前11時17分休憩
午後1時22分再開	午後1時37分休憩
午後3時18分再開	午後4時18分休憩
午後5時14分再開	午後5時19分閉会

出席議員90人 欠席議員なし

（令和3年3月26日現在在職議員90人）

■ 会 期

2月19日(金)～3月26日(金)36日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数	94件（うち議員提出のもの14件）
原案可決	88件
承認	1件
答申	1件
同意	4件



新正副議長決まる



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

御挨拶

議員の皆様のご御推挙により、第124代埼玉県議会議長の職を拝命いたしました木下高志でございます。

誠に身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、歴史と伝統ある埼玉県議会の議長という、職責の重さに身が引き締まる思いであります。

さて、本年は埼玉県が誕生して150周年を迎える記念すべき節目の年であります。この歴史を振り返るに、先人たちが、時代時代で遭遇する幾多の困難を乗り越え、現在の本県を築き上げてこられた御労苦に、心からの敬意を表すところであります。

本県においても新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、重大なリスクが顕在化し、コロナ禍により傷ついた経済の再生、また、他に例を見ない早さで進行する少子高齢化など、様々な困難に直面しております。

埼玉県議会といたしましても、当面する困難に立ち向かい、感染症対策はもとより、ポストコロナに向けて、社会全体にデジタルトランスフォーメーションを波及させ、Society5.0を早期実現に導き、県民一人一人が将来に夢と希望を描けるような、郷土埼玉を築くことが使命となります。

その為には、議会がそのチェック機能を最大限に発揮することはもちろん、県民の皆様の声に耳を傾け、議員同士が活発に議論し、積極的に政策提案を行っていくことが重要であると考えています。

二元代表制の一翼を担う県議会がその役割と責務を果たすことができるよう、微力ではありますが、これまで培った経験を生かし、公正かつ円滑な議会運営に精一杯努めてまいります。

議員の皆様、そして知事をはじめとする執行部の皆様には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。

御挨拶

このたび議員の皆様のご御推挙により、副議長という要職に就かせていただきました岡地優でございます。大変光栄でありますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。

昨年、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、なお依然として我々の前に脅威として立ちまわっています。ワクチンの接種体制の確立、感染防止と経済回復の両立など、県としてやるべきことは山積していますが、その一つ一つを見過ごすことなく、着実に行われるよう目を配ってまいります。

また、感染症対策を講じていくうえで、行政サービスにおけるデジタル化の遅れも浮き彫りになり、菅内閣ではデジタル庁を創設し、行政におけるデジタル化を強力に推し進めることが打ち出されました。

本年は、行政サービスを含めた社会構造が転換する重大な局面を迎え、本県の真価が問われる年になると思います。県議会といたしましても、その役割や機能をしっかりと発揮できるよう努めてまいります。

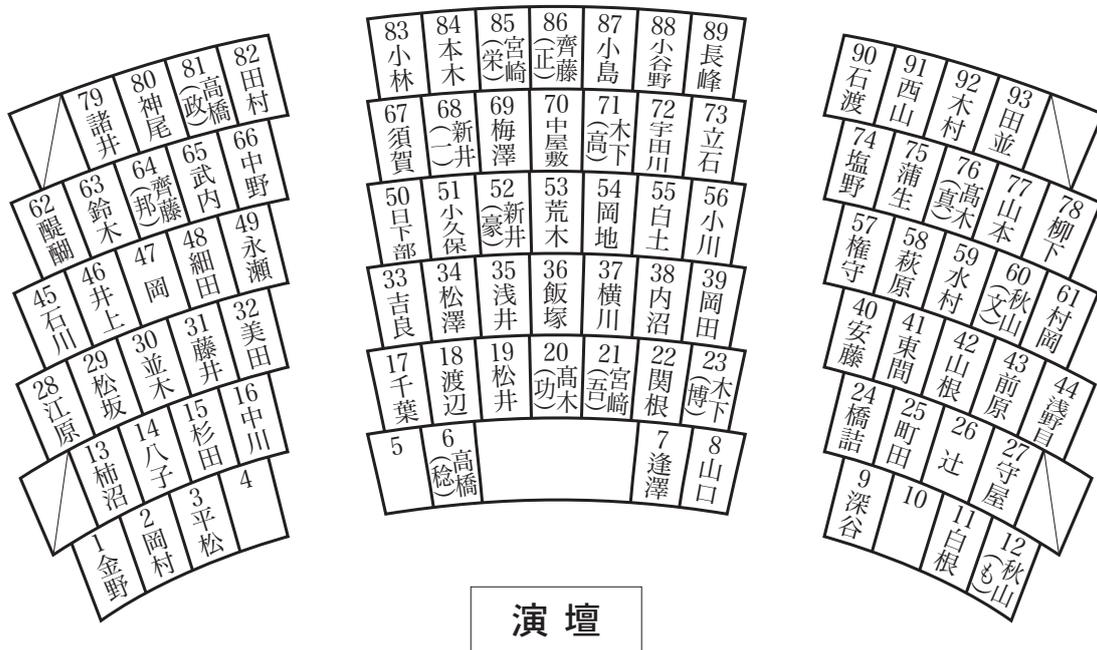
さらに今般、本県の誇る偉人の一人である渋沢栄一翁を主人公とした大河ドラマ『青天を衝け』が注目を浴びています。折しも本年は埼玉県が生誕150年を迎える年であり、本県の魅力が全国に改めて認識される一年となることを期待しています。

もとより微力でございますが、卓越した見識を持ち経験豊かな木下議長のもと、公正かつ円滑な議会運営に努め、県政の更なる発展のために全力を尽くす決意でございます。

議員の皆様並びに知事をはじめ執行部の皆様には、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任の挨拶とさせていただきます。

議席一覽表

(3. 3. 26現在)



演壇

会派構成

自由民主党	49人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	90人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民) ○石 川 忠 義 (県 民)	江原久美子 (県 民)
		飯塚 俊彦 (自 民)
		安藤 友貴 (公 明)
		井上 航 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		齊藤 邦明 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		木下 高志 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		小林 哲也 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐71-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	逢澤圭一郎 (自 民)
		秋山 もえ (共産党)
		松井 弘 (自 民)
		辻 浩司 (駐71-74)
		山根 史子 (駐71-74)
		石川 忠義 (県 民)
		井上 航 (県 民)
		新井 豪 (自 民)
		権守 幸男 (公 明)
		新井 一徳 (自 民)
		梅澤 佳一 (自 民)
小島 信昭 (自 民)		

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民)	高橋 稔裕 (自 民) 白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 松井 弘 (自 民) 並木 正年 (県 民) 鈴木 正人 (県 民) 新井 一徳 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎松 澤 正 (自 民) ○永 瀬 秀 樹 (自 民)	杉田 茂実 (県 民) 渡辺 大 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 浅野目義英 (無所属) 木下 高志 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 齊藤 正明 (自 民)
総 務 県民生活 (12)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○岡 田 静 佳 (自 民)	山口 京子 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 江原久美子 (県 民) 前原 かづえ (共産党) 新 井 豪 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 本 木 茂 (自 民) 石 渡 豊 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ヲム)	県土都市 整 備 (12)	◎浅 井 明 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	中川 浩 (改 革) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 中野 英幸 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 欠 欠
環境農林 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	金野 桃子 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡地 優 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 諸井 真英 (自 民) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎木 下 博 信 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 柿沼 貴志 (県 民) 高木 功介 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 武内 政文 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 柳下 礼子 (共産党) 西山 淳次 (公 明)
福 祉 保健医療 (12)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 井上 航 (県 民) 日下部伸三 (自 民) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 高橋 政雄 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎飯 塚 俊 彦 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	逢澤圭一郎 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ヲム) 岡 重夫 (県 民) 小久保憲一 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 神尾 高善 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 中川 浩 (改 革) 松井 弘 (自 民) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-7ム) 神尾 高善 (自 民) 本木 茂 (自 民) 西山 淳次 (公 明)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎岡 地 優 (自 民) ○美 田 宗 亮 (自 民)	千葉 達也 (自 民) 秋山 もえ (共 産 党) 藤井 健志 (自 民) 江原久美子 (県 民) 石川 忠義 (県 民) 権守 幸男 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-7ム) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○細 田 善 則 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 平松 大佑 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 木下 博信 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 安藤 友貴 (公 明) 立石 泰広 (自 民) 村岡 正嗣 (共 産 党) 齊藤 正明 (自 民) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-7ム) 欠	危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○蒲 生 徳 明 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 橋詰 昌晃 (公 明) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 醍醐 清 (県 民) 鈴木 正人 (県 民) 中屋 敷慎一 (自 民) 柳下 礼子 (共 産 党) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	逢澤 圭一郎 (自 民) 白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-7ム) 柿沼 貴志 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 秋山 文和 (共 産 党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-7ム) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠	人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 (13)	◎小 川 真 一 郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅井 明 (自 民) 前原 かつえ (共 産 党) 浅野 目義英 (無 所 属) 中野 英幸 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小谷 野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎日下部 伸 三 (自 民) ○吉 良 英 敏 (自 民)	渡辺 大 (自 民) 守屋 裕子 (共 産 党) 松坂 喜浩 (県 民) 並木 正年 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 東間 亜由子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 木下 高志 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 長峰 宏芳 (自 民)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 平松 大佑 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共 産 党) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 並木 正年 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 中屋 敷慎一 (自 民) 木下 高志 (自 民) 細田 善則 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
予 算 (32)	◎宮 崎 栄治郎 (自 民) ○諸 井 真 英 (自 民) ○木 村 勇 夫 (駐7オ-7ム)	金野 桃子 (県 民)
		平松 大佑 (県 民)
		千葉 達也 (自 民)
		柿沼 貴志 (県 民)
		中川 浩 (改 革)
		渡辺 大 (自 民)
		木下 博信 (自 民)
		藤井 健志 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		町田 皇介 (駐7オ-7ム)
		守屋 裕子 (共産党)
		松坂 喜浩 (県 民)
		美田 宗亮 (自 民)
		吉良 英敏 (自 民)
		松澤 正 (自 民)
		浅井 明 (自 民)
		飯塚 俊彦 (自 民)
		内沼 博史 (自 民)
		安藤 友貴 (公 明)
		山根 史子 (駐7オ-7ム)
		前原かづえ (共産党)
		石川 忠義 (県 民)
		立石 泰広 (自 民)
荒木 裕介 (自 民)		
水村 篤弘 (駐7オ-7ム)		
新井 一徳 (自 民)		
中屋敷 慎一 (自 民)		
塩野 正行 (公 明)		
小林 哲也 (自 民)		

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに令和3年当初の定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、令和3年度の予算案をはじめ、県政の重要課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

〔県政運営及び予算編成に関する基本的考え方〕

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、令和3年度の県政運営及び予算編成に関する基本的な考え方を御説明申し上げます。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、本県を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。昨年末には新規感染者の急増により医療体制の更なる逼迫が懸念され、年明け早々に本県を含む1都3県の知事が国に要請を行ったところ、2度目の緊急事態宣言が発出されました。まずは最前線で奮闘されている医療関係者をはじめ、社会生活の維持に必要な業務に従事されているエッセンシャルワーカーの皆様へ深く敬意を表するとともに、厚く御礼を申し上げます。

また、県民、事業者の皆様には、しばらく制約のある生活や事業活動をお願いせざるを得ませんが、愛する人や御家族を守るためにも御理解、御協力をお願いします。

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策を最重要課題として、強い危機感と緊張感を持って対応しなければなりません。当面は「新しい生活様式」を実践し、感染防止対策と社会経済活動の維持についてできる限り両立することが必要です。一日も早い収束を目指し、国や各自治体と連携を密にして取り組んでまいります。

一方で本県には明るい話題もございます。今年は、埼玉県が誕生して150周年となる記念すべき年です。これを機に、県民の皆様とともに改めて埼玉県を知

り、見つめ直し、先人が築き上げてきたこの埼玉県を更に成長させ、未来に引き継いでまいります。

また、近代日本経済の父と呼ばれる本県出身の偉人、渋沢栄一翁の大河ドラマが、先日スタートいたしました。明治初頭の激動の時代に、多くの困難にも負けず高い志を持って未来を切り開いていく姿は、コロナ禍に生きる私たち県民を鼓舞激励してくれるに違いありません。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も予定されています。コロナ禍の困難の中迎えるこの大会を何としても成功させ、世界に向けて希望と勇気をお届けしたいと思っております。

また、この絶好の機会を最大限に生かし、県民の皆様とワンチームとなって、未来へ引き継ぐレガシーを創り上げてまいります。

このように、本県には追い風も吹いています。令和3年度においては、ウィズコロナばかりではなくポストコロナも見据えながら、困難な状況でも未来を切り開いていくという思いを、私は「新たな社会へ 青天を衝け」という言葉で表現させていただきました。

その上で、次の3つの考えに基づいた政策を中心に取り組んでまいります。

第1に、「安心・安全の強化」です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査・医療提供体制の強化やワクチン接種体制の整備、「新しい生活様式」の県民・事業者の皆様への働き掛けなどの取組を全力で進めてまいります。

また、近年激甚化している災害に備えるため、国と連動して県土の強靱化を図るほか、様々な危機や災害に対処するためのシナリオの充実などの備えを進め、危機や災害に強い埼玉を構築してまいります。加えて、警察力や児童虐待防止対策の強化など、県民の暮らしを守る取組を進めていきます。

第2に、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と県経済の回復・成長」です。

コロナ後の社会も見据え、行政分野や中小企業などにおけるDXの取組について、重点的に進めてまいります。

また、埼玉の稼げる力の向上や、埼玉誕生150周年記念事業、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催などを通じた魅力ある埼玉の発信を行い、

本県を盛り上げながら経済回復へとつなげてまいります。

第3に、「持続可能で豊かな未来への投資」です。

企業や団体、県民の皆様とワンチームで埼玉版SDGsを推進するとともに、女性や高齢者、外国人、LGBTQなど誰もが、居場所があり活躍できる社会の実現に取り組めます。また、未来を見据えた基盤づくりとして、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」や「あと数マイルプロジェクト」なども進めてまいります。

新型コロナウイルスという、これまで経験したことがない大きな危機に直面する中でも、あらゆる人に居場所があり、自分らしく活躍できる、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向けて、県民の皆様とともに一步一步着実に取り組んでまいります。

令和3年度当初予算案につきましては、ただ今申し上げました基本的な考え方に沿って編成を行いました。

その結果、令和3年度の予算案の規模は、一般会計では2兆1,198億4,300万円、対前年度伸び率では、8.1%の増となっております。

また、特別会計では1兆1,987億6,077万3千円、対前年度伸び率では2.3%の減、企業会計では1,840億9,456万6千円、対前年度伸び率では30.3%の減となっております。

さらに、国の補正予算に伴い、公共事業の追加等を内容とした補正予算案を編成し、防災・減災対策などを充実することといたしました。

〔令和3年度予算案の概要〕

次に、令和3年度予算案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

歳入の中心である県税につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた法人二税の大幅な減収などが見込まれることから、前年度を204億円下回る7,551億円を計上いたしました。

また、臨時財政対策債が大幅に増加した地方財政対策を踏まえ、地方交付税は前年度を20億円下回る2,167億円、臨時財政対策債は前年度を1,010億円上回る2,050億円を計上いたしました。

県債につきましては、臨時財政対策債の発行額が増加したことなどにより、前年度を1,101億円上回る3,199億円を計上いたしました。

また、財源調整のための基金につきましては、財源不足を補填するため、517億円を取り崩すことといたしました。

続いて、令和3年度当初予算案における主要施策の構成ごとに、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

1 安心・安全の強化

一つ目の柱は、「安心・安全の強化」です。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療機関向けの補助を拡充することで、検査・医療提供体制の更なる強化を図ります。

また、感染拡大防止対策を県民や事業者の皆様呼び掛ける特別広報を行うとともに、介護施設や飲食店等の感染防止対策を支援してまいります。

次に、危機や災害に強い埼玉を構築するため、国の補正予算も活用しながら、激甚化・頻発化する降雨への備えとして、国や市町村と連携した調節池の整備など「流域治水」を推進し、県土全体の強靱化を図ります。

また、災害時の患者受入れの円滑化を図る災害時連携病院を整備するとともに、本県独自の地域DMATを養成いたします。

さらに、家畜伝染病発生時に必要な情報を一元管理する家畜衛生情報共有システムを構築するとともに、新たな家畜保健衛生所の設置に向けた調査等を行い、防疫体制の強化を図ります。

次に、県民の皆様暮らしを守る取組を強化してまいります。

増加する児童虐待通告に対応し、児童相談所の体制強化を図るため、令和5年度の開所を目指した熊谷児童相談所の建替えに併せて新たに一時保護所を設置いたします。

また、管轄人口が100万人を超えている川越児童相談所と所沢児童相談所の業務の平準化を図るため、令和7年度の開所を目指し、県の南西部地域に一時保護所を併設した児童相談所を新設するための設計を開始いたします。

さらに、コロナ禍においてDVの増加や深刻化が

懸念される中、民間シェルターの人材掘り起しや運営支援などを通じて、DV被害者等の支援を強化します。

2 DXの推進と県経済の回復・成長

二つ目の柱は、「DXの推進と県経済の回復・成長」です。

現在策定中の「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」では、県民・事業者サービス及び行政事務のデジタル化による社会変革を目指しております。

具体的には手続のオンライン化を推進するため、一度入力した情報の再入力を不要とする、いわゆるワンスオンリー実現のための新たなシステムの整備を図ります。

また、業務のペーパーレス化や更なるテレワーク環境の整備など行政のデジタル基盤の確立を進めます。

さらに、県内中小企業に対して、デジタル化によるビジネスモデルの転換を支援してまいります。

次に、埼玉の更なる成長を加速させるため、稼げる力の向上に取り組んでまいります。

中小・小規模事業者の資金調達の円滑化を支援するため、制度融資枠を6,500億円に拡充するとともに、利子補給率の拡大や融資要件の緩和などを図ります。

また、社会課題の解決を目指す起業希望者に対して、ビジネスマッチングや資金調達などの伴走支援を行います。

さらに、農林業においては、新たな需要を創出するためオンラインでの狭山茶PRイベントや花きの商談会を開催するとともに、県産米の販売促進・消費拡大のための支援を行ってまいります。

次に、魅力ある埼玉の発信にも取り組みます。

渋沢翁が主人公の大河ドラマの放送開始を好機と捉え、渋沢栄一、塙保己一、荻野吟子の埼玉三偉人ゆかりの地への誘客を図ってまいります。

また、令和3年は、埼玉県が誕生して150周年を迎える記念すべき年です。県民、市町村、企業・団体などあらゆる主体と連携・協働して、埼玉の魅力を県内外へ発信する様々な取組を展開してまいります。

さらに、今年開催が予定されている、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、埼玉の魅力

を広く発信していきます。

3 持続可能で豊かな未来への投資

三つ目の柱は、「持続可能で豊かな未来への投資」です。

官民連携プラットフォームやパートナー登録制度、新たに構築するアプリなどを活用し、企業や団体、県民の皆様とワンチームで埼玉版SDGsを推進します。

埼玉版SDGsでは、「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」、「未来を創る人材への投資」の二つのテーマを重点的に取り組みます。

「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」では、「Next川の再生」として、新たに企画段階から民間事業者等と連携し、より魅力ある河川空間の創出と持続的な利活用を促進します。

「未来を創る人材への投資」では、子ども食堂における体験活動や学習支援を推進してまいります。

次に、誰もが活躍できる社会の実現に取り組めます。

男女ともに働きやすい環境を広げるため、「多様な働き方実践企業」の認定を進めるとともに、働き方改革や男性育児休業の推進等に取り組む企業をアドバイザー派遣やセミナー開催などにより支援します。

また、グローバル化など時代の変化に対応する教育を推進するため、県立高校生を対象として新たにオンラインと現地訪問を組み合わせた国際交流を実施します。

次に、未来を見据えた基盤づくりにも取り組みます。

「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」では、超少子高齢社会の課題に対応していくため、コンパクト、スマート、レジリエントの3つを要素とする持続可能なまちづくりの構築に向けて、市町村と連携し取り組んでまいります。

また、「あと数マイルプロジェクト」では、令和2年度中に有識者等を委員とする会議で取りまとめる取組の方向性を踏まえ、鉄道の延伸に向けた調査・検討を進めてまいります。

さらに、県立高校の活性化・特色化を図るため、再編整備を進めるとともに、県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、新たな特別支援学校や分校などを整備してまいります。

4 5か年計画における6つの分野別施策

続きまして、5か年計画における6つの分野別施策について御説明いたします。

(1) 未来への希望を実現する

まず、「未来への希望を実現する」分野についてです。

地域子育て支援拠点におけるオンラインでの子育て支援体制の整備を促進いたします。

また、保育士の更なる確保を図るため、新たに潜在保育士の登録制度を創設するとともに、復職支援プログラム等を実施し、県内保育所への就職を支援します。

さらに、健康長寿埼玉プロジェクトとして、引き続き埼玉県コバトン健康マイレージの運用や、健康経営実践企業への支援、受動喫煙防止対策などを進めてまいります。

加えて、ケアラーやヤングケアラーへの支援として普及啓発を進めるとともに、相談員等の人材育成や学校、地域での取組を促進してまいります。

(2) 生活の安心を高める

次に、「生活の安心を高める」分野についてです。

地域医療体制を充実させるため、病院職員を対象に診療情報の全国統一データであるDPCデータの分析手法等を学ぶ研修会を開催するなど、経営に精通した職員の育成を支援します。

また、警察力を強化するため、捜査管理システムの構築などによる業務効率化で、警察官約40人分の増員効果を実現し、県民の要望や犯罪情勢に即した体制を確保してまいります。

さらに、平時から危機や災害ごとに対処すべき具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関とのより強固な協力関係を構築し、県の災害対応力を強化します。

(3) 人財の活躍を支える

次に、「人財の活躍を支える」分野についてです。

県独自の学力・学習状況調査を引き続き実施するとともに、小・中学校に整備されるタブレット等を活用したCBT調査の導入に向けて、まずはモデル校において試行します。

また、合同企業面接会の開催などを通じた、県内大学生と県内企業とのマッチングを支援することで、地元企業への就職を促進します。

(4) 成長の活力をつくる

次に、「成長の活力をつくる」分野についてです。

新型コロナウイルス感染症による海外への渡航制限を踏まえ、県内中小企業に対しeコマースの活用を支援します。

また、渋沢栄一、塙保己一、荻野吟子の埼玉三偉人など本県ならではの観光資源やコンテンツを活用した戦略的な観光振興を進めるとともに、民間事業者等と連携し広域観光を促進します。

さらに、埼玉農業の競争力強化として、米から野菜への作付け転換による農業収益性の向上を図るため、水田の排水改良を中心としたほ場を整備し、導入効果を実証します。

(5) 豊かな環境をつくる

次に、「豊かな環境をつくる」分野についてです。

企業等の環境分野のSDGsに係る取組を促進し、企業経営の持続可能性の向上や環境問題の解決を図ってまいります。

また、こども動物自然公園において谷戸環境を再生し、絶滅危惧種の保全等を図ってまいります。

さらに、持続可能な循環型社会の実現に向け、新たにプラスチックの循環モデルの構築に取り組んでまいります。

加えて、県民や企業の皆様の参画により川の保全や共生の取組を強化するため、新たに「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」を展開します。

(6) 魅力と誇りを高める

最後に、「魅力と誇りを高める」分野についてです。

大宮スーパー・ボールパーク構想の調査・検討を引き続き進めてまいります。

また、LGBTQなど、性の多様性への理解を促進し、県や市町村の相談対応能力の向上や、LGBTQを理解し支援したいと思う人「アライ」の見える化を進めてまいります。

次に、その他の議案のうち、主なものにつきます

て、御説明申し上げます。

第24号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症対応体制及び児童虐待防止対策体制を強化するため、知事部局の職員定数を119人増員するものでございます。

第25号議案「知事の期末手当の特例に関する条例」は、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めるものでございます。

第33号議案「地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例」は、埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、新たに特別会計を設置するものです。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

〔国の補正に伴う補正予算案〕

続きまして、第52号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」について、御説明いたします。

この補正予算案は、国の総合経済対策に対応し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る公共事業の追加や、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している、高校生等がいる世帯への給付金の増額支給等に要する経費を計上しております。

この結果、令和2年度一般会計の補正予算額は、444億2,369万6千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,981億9,934万2千円となります。

この補正予算案につきましては、公共事業等に早期に着手し、令和3年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済を持続的に活性化させることにつながります。

また、給付金の支給等につきましては、事業の性質上、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただきますよう特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和3年2月26日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

はじめに、第54号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）」の主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、県税につきましては、法人二税の減収が見込まれることなどから、74億円の減額を計上しております。地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の減収が見込まれることなどにより、約218億円の減額を計上しております。

また、県債につきましては、臨時財政対策債の決定や減収補填債の追加などにより、合計で約506億円の増額を計上しております。

次に、歳出についてです。

国の総合経済対策に対応し、生活福祉資金における特例貸付に要する経費の補助などを行います。

また、給与費につきましては、執行見込額と既定予算との調整を行います。

公債費につきましても、執行見込額と既定予算との調整を行うほか、満期一括償還に係る経費を計上しております。

その他の経費につきましては、国庫支出金の確定や年度内の執行見込みに基づく事業量の増減などに伴う補正を計上しております。

なお、財源調整のための基金につきましては、本年度の収支の見通しを踏まえて一部取崩しを中止するとともに、更に安定した財政運営を図るため、財政調整基金に50億円を積み増すこととしております。

歳入歳出予算以外では、年度内に完了する見込みが立たない事業について、繰越明許費の設定などをお願いしております。

以上の結果、一般会計の補正予算額は、814億894万6千円の減額となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第14号、そして今回の補正予算

第15号を合わせた累計額は、2兆4,167億9,039万6千円となります。

次に、その他の補正予算案について、御説明申し上げます。

第55号議案から第64号議案までの10議案は特別会計について、第65号議案から第68号議案までの4議案は企業会計について、それぞれ事業量の確定などに伴い、所要の補正をお願いするものです。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

(令和3年3月25日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

約2か月半の長期にわたり、本県を含む首都圏に発令されていた緊急事態宣言が3月21日をもって解除となりました。

これまで御協力をいただきました県民、事業者の皆様、医療機関や福祉施設などにおいて命を守る取組に御尽力いただいた皆様、そして県議会の皆様に改めて心から感謝を申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、これをもって新型コロナウイルス感染症の脅威が去った訳ではなく、いまだ予断を許さない状況が続いています。

さらに、国内で流行しているウイルスが変異株に置き換わる可能性があるとの専門家の意見もあり、感染のリバウンドが懸念されているところです。

そこで、段階的緩和措置を継続することとし、1都3県で足並みを揃えて実施している飲食店等への営業時間の短縮要請や県民の皆様への外出自粛要請などについて、要請期間を4月21日まで延長することを決定いたしました。

また、国においては、3月16日に「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を、さらには23日に

「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」をそれぞれ決定し、コロナ禍で困窮する低所得者への支援等を行うこととしました。

今回の補正予算案は、こうしたことを踏まえ、国の緊急支援策への対応や飲食店等への営業時間短縮要請に係る協力金の支給等に要する経費を計上するものでございます。

まず、国の緊急支援策への対応として、生活福祉資金の特例貸付の受付期間延長に伴い、補助金を増額するとともに、所得の低いひとり親世帯に対し、給付金を支給いたします。

また、営業時間短縮要請の期間延長に伴い、「埼玉県感染防止対策協力金」を支給いたします。

さらに、国の基本的対処方針に基づき、4月から6月にかけて月1回、高齢者等が入所する施設の職員等へPCR検査を実施いたします。

この結果、一般会計の補正予算額は、195億2,222万円となり、先に御提案申し上げました当初予算と合わせた累計額は、2兆1,393億6,522万円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

2月定例会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
企画財政部長	堀光敦史	同事務局長	阿部隆
総務部長	北島通次	公安委員会 委員長	塩川修
県民生活部長	山野均	警察本部長	原和也
危機管理防災部長	森尾博之	同総務部長	山本淳
環境部長	小池要子	同総務部長 (令和3年3月19日以降)	古田土等
福祉部長	山崎達也	労働委員会 委員長	今井真弓
保健医療部長	関本建二	同事務局長	奥山秀
産業労働部長	加藤和男	監査委員	山本光紀
農林部長	強瀬道男	監査委員	小山彰
県土整備部長	中村一之	同事務局長	村田暁俊
都市整備部長	濱川敦	収用委員会 委員長	中村達也
会計管理者	板東博之	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
公営企業管理者	高柳三郎		
病院事業管理者	岩中督		
下水道事業管理者	今成貞昭		

質 疑 質 問

2月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党6人、無所属県民会議3人、民主フォーラム2人、公明党2人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

2月26日

自由民主党代表 小島 信昭 議員
無所属県民会議代表 岡 重夫 議員

3月1日

民主フォーラム代表 田並 尚明 議員
公明党代表 西山 淳次 議員

3月2日

自 民 小川 真一郎 議員
県 民 江原 久美子 議員
民主フォーラム 白根 大輔 議員

3月3日

自 民 千葉 達也 議員
公 明 萩原 一寿 議員
自 民 宇田川 幸夫 議員

3月4日

自 民 永瀬 秀樹 議員
県 民 鈴木 正人 議員
自 民 諸井 真英 議員



自由民主党代表

小 島 信 昭 議 員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 感染防止の取組
 - (2) 経済対策
- 2 知事公約について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて
 - (3) あと数マイルプロジェクトについて
- 3 令和3年度の行財政運営の基本姿勢について
～財政調整のための基金残高確保と職員定数の拡充～
- 4 県土強靱化対策の推進について
～積極的な社会資本整備を～
- 5 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて
 - (1) 行政のデジタル化
 - (2) 地域及び民間事業者におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - (3) スマート農業の推進
- 6 県庁舎の老朽化対策について
- 7 エッセンシャルワーカーの確保について
 - (1) 医療人材確保
 - (2) 保育人材確保



無所属県民会議代表

岡 重 夫 議員

- 1 令和3年度埼玉県一般会計当初予算案について
- 2 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の改正などについて
 - (2) ワクチン接種の副反応や体制整備などについて
- 3 自殺防止対策について
- 4 児童虐待防止に向けた取組について
- 5 生活困窮者への食糧支援について
- 6 第8期埼玉県高齢者支援計画について
- 7 県立高校卒業生の就職支援について
- 8 農業の担い手育成事業について
- 9 コロナ禍で県内の治安を維持するための取組について



民主フォーラム代表

田 並 尚 明 議員

- 1 財政について
 - (1) 令和3年度予算について
 - (2) 財源調整のための3基金について
 - (3) 国からの交付金等について
 - (4) 今後の財政運営について
- 2 DXについて
- 3 児童虐待対策について
- 4 コロナ禍における高齢者の健康づくりについて
- 5 コロナ禍における雇用問題とその対策について
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援について
- 7 ICT教育について
- 8 少子化対策について
- 9 運転免許証更新時の高齢者講習について



公明党代表

西山淳次 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) ワクチン接種
 - (2) 医療体制の強化
 - (3) スタッフの確保
 - (4) 子どもの貧困への支援
 - (5) 情報発信の強化
- 2 コロナ禍が意味するものは何か？
- 3 地球環境問題への挑戦
 - (1) CO₂排出ゼロに向けて
 - (2) 再生可能エネルギーの拡大
 - (3) 脱プラスチック社会に向けて
- 4 先人に学ぶ流域治水対策
- 5 3.11をもう一つの「防災の日」に
- 6 35人学級と優秀な教員確保に向けて
- 7 当事者目線からのヘルプマークの普及について
- 8 三富地域に新たな懇話会を



自由民主党

小川真一郎 議員

- 1 医療機関への経営支援について
- 2 コロナ禍における姉妹友好州省との交流について
- 3 NHK大河ドラマを契機とした観光振興とPR推進について
 - (1) 「青天を衝け」に合わせた観光振興について
 - (2) 埼玉150周年に絡めた「鎌倉殿の13人」のPR推進について
- 4 将来の埼玉農業を担う農家子弟も含めた新規就農者の確保と育成について
- 5 プラスチックごみ問題の解決に向けて
- 6 県北地域における産業団地の整備について
- 7 県道深谷嵐山線のバイパス整備について



無所属県民会議

江原 久美子 議員

- 1 渋沢栄一をブームで終わらせない
 - (1) 庁内連携強化に知事のリーダーシップを
 - (2) 子どもたちの学びに渋沢栄一を
 - (3) 豊富な人材と所蔵の品を生かして
- 2 県立高校の再編整備に発想の転換を
- 3 あなたの時間を倍にする「聴く本（オーディオブック）」の導入を
- 4 コロナ後の県庁の働き方について
 - (1) テレワークの推進について
 - (2) ICT環境の課題解決に向けて
- 5 職員のICTスキルを踏まえた人材配置について
 - (1) 効果的な人材配置について
 - (2) 体系的なICT教育・研修を
- 6 増加する計画策定への対応について
- 7 骨髄移植ドナー登録を更に増やすために
 - (1) ドナー休暇制度を増やすべき
 - (2) 骨髄移植ドナー助成制度の見直し
 - (3) 活動団体への支援
- 8 移動交番車について
 - (1) 効果を発揮する条件とは
 - (2) 運用の可能性は



民主フォーラム

白根 大輔 議員

- 1 あと数マイルプロジェクトについて
 - (1) 地下鉄7号線延伸について
 - (2) 日暮里・舎人ライナーの延伸について
- 2 埼玉高速鉄道の利用促進について
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (1) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を最大限活用するための取組について
 - (2) 新型コロナワクチン接種に関する情報共有の場の活用について
 - (3) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を行っている飲食店に対してインセンティブを
- 4 教育格差是正に向けた取組について
- 5 学校の働き方改革について
- 6 年末年始における生活困窮者支援等に関する臨時相談窓口の設置について
- 7 「あんしん賃貸住まいサポート店制度」について
 - (1) 生活困窮者相談窓口との連携体制について
 - (2) サポート店に対するワンストップ相談体制について
- 8 地元問題
 - (1) 見沼代用水東縁と水辺周辺の活用事業について
 - (2) 県南地域に県営の屋内50メートルプールを



自由民主党

千葉達也 議員

- 1 病室内のWi-Fi（無線LAN）整備について
 - (1) 埼玉県立病院について
 - (2) 総合リハビリテーションセンターについて
 - (3) 民間病院や公的病院への導入促進について
- 2 若年者の在宅ターミナルケア支援について
- 3 教育施設の耐震化について
 - (1) 本会議における過去の答弁について
 - (2) 耐震化率100%に向けた今後の計画について
 - (3) 市町村立小中学校の耐震化率について
- 4 「川の国埼玉」の実現に向けて
 - (1) 農業集落排水処理施設の下水道接続について
 - (2) 単独処理浄化槽の転換促進と浄化槽の管理の向上について
- 5 本県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について
- 6 中川上流のかんがい排水と中川改修について
 - (1) かんがい排水事業の進捗状況と課題について
 - (2) 中川改修の進捗状況と今後の見通しについて
- 7 地元問題について
 - (1) 加須・板倉利根川新橋の早期建設について
 - (2) 東武伊勢崎線の立体交差について
 - (3) 国道125号加須羽生バイパスの4車線化について
 - (4) 県道久喜騎西線バイパスの整備推進について



公明党

萩原一寿 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 県内経済への影響と中小企業の支援策について
 - (2) 雇用対策について
 - (3) 情報発信について
 - (4) 誹謗中傷への対策について
- 2 がん治療と仕事の両立支援について
- 3 不妊治療と不育症対策について
- 4 環境科学国際センターについて
- 5 住宅施策について
 - (1) マンション施策について
 - (2) 県営住宅について
- 6 シルバーサポーター制度について
- 7 福祉タクシー券について



自由民主党

宇田川 幸 夫 議員

- 1 スタートアップの創出に向けて
 - (1) 支援体制整備の方向性について
 - (2) 埼玉県の特徴を生かした支援について
 - (3) 起業家教育について
- 2 県の計画に対するコロナ禍の影響の反映について
 - (1) 埼玉県5か年計画について
 - (2) 埼玉県子育て応援行動計画について
- 3 児童発達支援センターについて
 - (1) 機能強化について
 - (2) 医療ネットワークの構築・強化について
- 4 認知症対策について
 - (1) 埼玉県認知症施策推進計画について
 - (2) 「チームオレンジ」構築のための支援について
- 5 COPD対策について
 - (1) COPDの危険性や予防法の周知について
 - (2) セルフチェックの推進について
- 6 産前・産後のサポートについて
 - (1) 産後ケアの努力義務化について
 - (2) コロナ禍におけるリモート対応への取組について
- 7 日本医療研究開発機構（AMED）などの外部研究費を活用した魅力的な環境の整備と医師確保について



自由民主党

永 瀬 秀 樹 議員

- 1 地域公共交通政策について
- 2 日暮里・舎人ライナーの延伸について
- 3 県有資産の維持管理について
- 4 未整備都市計画道路の整備促進について
- 5 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 6 地域の課題
 - (1) 緑地保全について
 - (2) 芝川第一調節池の早期完成について



無所属県民会議

鈴木正人 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について
- 2 人権問題解決に向けたウイグル人への埼玉県としての支援について
- 3 厳しさを教える教育について
- 4 領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について
- 5 地域包括ケアシステムにおける支え手の確保や成年後見制度の利用促進状況について
- 6 北朝鮮による拉致問題解決のための施策について
 - (1) 映画「めぐみへの誓い」への支援について
 - (2) 北朝鮮による拉致問題啓発教材及びDVDの活用状況について
- 7 離婚後の親子交流について
 - (1) 親子面会交流への支援について
 - (2) 親になるための学校教育について
- 8 児童相談所の新設について



自由民主党

諸井真英 議員

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に伴う県の役割について
- 2 埼玉県の救急医療の現状について
 - (1) 新型コロナウイルス感染の疑いのある患者の救急搬送について
 - (2) 利根医療圏の小児二次救急医療体制の現状について
- 3 パート保育士の活躍促進と質の確保の矛盾について
- 4 未成年者と関わる職業から性犯罪者を排除するには
 - (1) ベビーシッターの質の確保について
 - (2) わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について
- 5 これからの県立高校の在り方について
- 6 東京五輪を成功させるには
 - (1) 五輪開催に関する諸課題について
 - (2) 五輪開催中の医療体制について
- 7 県道羽生外野栗橋線の整備について

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 細田 善則

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	51
総務県民生活	52
環境農林	54
福祉保健医療	55
産業労働企業	57
県土都市整備	58
文教	69
警察危機管理防災	60
特別委員会	
予算	61
自然再生・循環社会対策	65
地方創生・行財政改革	66
公社事業対策	66
少子・高齢福祉社会対策	67
経済・雇用対策	68
危機管理・大規模災害対策	69
人材育成・文化・スポーツ振興	70
新型コロナウイルス感染症対策	71

〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第52号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回の補正予算により226億円もの県債を発行することとしているが、県債残高が増加することで、将来の県財政に悪影響を及ぼすことはないのか」との質疑に対し、「県債については、財政規律に配慮しながら、緊急性・必要性の高い事業に重点化した上で適切に活用している。今回の約226億円の県債については、後年度に生じる元利償還金のほぼ全額が交付税措置の対象となり、償還財源は基本的に担保されることから、将来の県財政への悪影響はないと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 吉良 英敏

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であ

ります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第24号議案について、「新型コロナウイルス感染症対応と児童虐待防止対策は喫緊の課題であり、体制強化のために職員を増やすことは評価できる。一方で、前知事時代から『最小・最強の県庁』の名の下に職員数を大幅に削減してきた結果、組織が弱体化したと考えるがどうか。また、新型コロナウイルス感染症が収まれば対応する職員は不要と考え、将来的に職員定数は減らしていくのか」との質疑に対し、「職員定数の削減については、事務の集約化や市町村への権限移譲など、行政の効率化を図りながら進めてきた。その一方で、県政の重点課題については、職員を重点的に配置してきた。例えば、児童虐待防止対策については、平成30年度に19人、平成31年度に42人、令和2年度に59人を増員するなど、前知事時代から計画的に増員してきた。また、今後についても、児童福祉司等の計画的な体制強化を図る一方、毎年度、適切でメリハリのある定数管理を行うことで、行政需要の変化にきめ細やかに対応していく」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「新型コロナウイルス感染症の影響により法人県民税・法人事業税が減額になる一方、株式等譲渡所得割が増額することで、個人県民税は増額している。県税全体では、令和元年度決算額と令和2年度の補正後の予算額はほぼ同額になっている。このような状況を見ると、一概に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている経済状況と言えないのではないか。また、法人県民税・法人事業税の減額についてどのように分析しているのか」との質疑に対し、「株式等譲渡所得割については、令和2年中の株式の売買高が増加したことにより増額している。一方で、配当割については、企業の利益が上がり配当が減少しているとも考えられる。こうしたことから、どこまでが新型コロナウイルス感染症の影響かはなかなか言いづらく、今後も引き続き慎重に経済状況を見ていく必要がある。また、法人県民税・法人事業税の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響だけとは言えないが、大きい割合を占めていると認識している」との答弁がありました。

このほか、第53号議案についても活発な論議がなされ、第23号議案、第41号議案及び第55号議案ないし第57号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「あと数マイルプロジェクトの取組状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 岡田 静佳

〈急施議案〉

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

第52号議案について、「今回、私立高等学校等奨学のための給付金事業について、急施を要するとして提案したのはなぜか」との質疑に対し、「この給付金は、非課税世帯など低所得世帯に対して、授業料以外の教科書費や学用品費といった教育費の負担軽減を目的としている。対象が低所得世帯であり、コロナ禍での経済的影響を踏まえ、支援の必要性や緊急性が高いと考えている。また、高校3年生については、卒業前に給付する必要がある。こうしたことから、急施案件として提案した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

次に、第43号議案「審査請求に関する諮問について」申し上げます。

まず、「今回のケースでは、非違行為により、実際に生徒や保護者、同僚にどのような被害や悪影響があったのか」との質疑に対し、「生徒たちは本来受けられるはずの授業が受けられず、多大な不利益を受けた。また、他の教員が代わりに自習課題の作成や自習の監督をするなど、学校運営に支障が生じたことに加え、新たに非常勤講師を採用するなどの公費負担も生じた」との答弁がありました。

続いて、意見の聴取に入りましたところ、「本件事案では、審査請求人は、正当な理由なく欠勤等を繰り返し、学校運営上、大きな支障を生じさせている。審査請求人の行為は、公務員に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは適切でない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会の意見として、総員をもって、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」と、答申することとした次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

~~~~~



委員長 藤 井 健 志

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第25号議案について、

「知事の体を心配する声を耳にはするが、知事の報酬削減を望む声は聞いたことがない。県民のどのような声を踏まえ、今回提案したのか」との質疑に対し、「知事がコロナ禍における経済状況等を踏まえ、少しでも県民に寄り添いたいという気持ちを示すため、自身の期末手当を支給しないことを提案したものである」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第50号議案について、「今回策定する埼玉県文化芸術振興計画の主なポイントである『新型コロナウイルス感染症に対応した文化芸術活動の活性化』のため、具体的にどのような方策をとるのか」との質疑に対し、「コロナ禍の収束が見通せない状況にあるが、文化芸術活動を可能な限り活性化させるため、オンラインによる配信、新たな活動の発表方法及び鑑賞の形態の活用を進めていきたい」との答弁がありました。

このほか、第42号議案、第54号議案、第69号議案及び第70号議案についても活発な論議がなされ、第26号議案、第64号議案及び第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第25号議案に賛成の立場から、「知事等特別職の給与は、人事委員会勧告を参考にして、理論的根拠に基づき行われるべきであり、この考え方に変わりはないが、本議案を否決した場合には、知事に期末手当を支給するために、当初予算の修正が必要となり、その影響が多岐にわたることに鑑み、本条例案に賛成する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案9件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第6号議案「埼玉県エスカレーターの実用性の促進に関する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「管理者の周知義務違反は指導の対象となる一方、利用者が立ち止まった状態で利用することに違反した場合は、指導や勧告の対象とならないのはなぜか」との質疑に対し、「駅舎や商業施設

は私有地のため、指導を目的として立ち入るのは困難であることに加え、路上喫煙の取締りなど違い証拠が残る行為ではないため指導がしづらい。義務違反者に対して指導を行うには、利用者を日常的に監視することが必要になるが、それは実質的にもコスト的にも困難であり、実効性がないため、指導等の対象としないこととした」との答弁がありました。

これらの質疑ののち、江原委員から、議第6号議案に対する修正案の動議が提出されました。

提案理由として、「エスカレーターの安全な利用の促進に当たっては、義務化する前に努力義務として県民に投げ掛けるべきと考える。そこで、利用者及び管理者の義務を努力義務に改めるとともに、利用者の努力義務については、手すりにつかまるなど立ち止まった状態以外にも必要最低限の行為を追加した。また、21時以降の利用者の事故は酩酊状態であることが多いことから、酩酊状態で利用しないことを加えた。さらに、努力義務規定との均衡を保つため、管理者に対する指導等を削除することとした」との説明がありました。

続いて、議第6号議案の修正案に対する質疑に入り、『酩酊状態で利用しないこと』については駅を想定していると思われるが、駅で発生する人身事故の65%以上が酩酊状態での利用者によるものとのデータもあり、エスカレーターに限った注意喚起は間違ったメッセージになりかねないと思うがどうか」との質疑に対し、「エスカレーターの事故に特化したデータでは、事故の原因のうち、飲酒による酩酊の状態を利用したことが35.5%であることから、規定をした」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第6号議案及び議第6号議案に対する修正案について採決いたしましたところ、議第6号議案の修正案については、賛成少数をもって否決すべきものと決し、議第6号議案については、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「県庁舎再整備に係る令和2年度の取組について」及び「令和3年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「第11次埼玉県交通安全計画（案）について」及び「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」の報告があり、種々活

発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告



副委員長 権守幸男

### 〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第52号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「かんがい排水事業について、農業水利施設のほとんどが造成後40年以上経過している中、今回補修工事する1地区を選定した理由は何か」との質疑に対し、「国の第3次補正予算の対象となるのは農業競争力強化基盤整備事業で、そのうち、かんがい排水事業を実施している地区は2か所である。今回補修工事をする荒川中部左幹線地区では、既設の管水路が漏水しており、放置すると大きな事故につながるおそれがあるため、当該地区を選定した」との答弁がありました。

次に、「今回の補正予算に係る工事は全体で28地区ある。急施議案で審査しているにもかかわらず年度内に工事を発注できる見込みが4地区ということか」との質疑に対し、「今年度中には発注に至らない地区であっても、国庫補助金の交付申請などの手続を速やかに進めていくことができ、それが事業効果の早期発現につながるかと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



## 委員長 内 沼 博 史

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第54号議案について、「今回の補正予算で、自然公園等施設整備費に係る繰越明許費を設定しているが、なぜ今年度内に工事が完了しないのか。また、工事発注前にそのことが分からなかったのか」との質疑に対し、「当該工事については、着工後に、想定した以上の損傷が判明した。具体的には、既設のモルタルの法面に樹木の根が張り、ひび割れの原因となっていたため、樹木を伐採する必要があった。そのほか、法面のひび割れが予想以上に大きく、既存のモルタルを一度壊してから再度吹き付ける必要があった。こうしたことで、不測の日数を要したため、今年度内に工事が完了できなくなった。また、発注段階では、視認できる範囲で確認していたが、既設モルタルの中までは調査していなかったため、事前には分からなかった」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第51号議案について、「埼玉県農林水産業振興基本計画の策定に当たっては、現行の埼玉農林業・農山村振興ビジョンを検証し、その結果を反映させたのか」との質疑に対し、「基本計画の検討に当たり、現行ビジョンの取組について成果や課題の検証を行い、反映させている。例えば、現行ビジョンではS-GAP（埼玉スマートGAP）の普及を位置付けているが、S-GAPを実践する農場を効率的に拡大することや消費者等の認知度の向上に課題があった。そこで、今回策定する基本計画では、農場が集団でS-GAPの評価を受けることの促進や、消費者等へのPR活動など

を盛り込んでいる」との答弁がありました。

このほか、第44号議案及び第45号議案についても活発な議論がなされ、第60号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、環境部から「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）案の概要」及び「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要」の報告があり、種々活発な議論がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告



### 副委員長 横 川 雅 也

#### 〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第52号議案のうち保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「これまで、不妊治療助成事業の負担割合は、国2分の1、県2分の1であった。今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、実質的に県の負担はなくなるが、その財源で新たな不妊治療の事業を進める考えはあるのか」との質疑に対し、「現在、国では令和4年4月から保険適用する方向で検討を進めている。その範囲等が明確になった段階で、今後の対応を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「不妊治療の助成回数は6回までとなって

いるが、その根拠は何か」との質疑に対し、「国の調査研究によると、分娩に至った方は6回までの治療で9割が妊娠されていることから、こうした助成回数となっている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 美田 宗 亮

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第27号議案について、「県立障害者歯科診療所は、建替えにより移転するが、規模の変更はあるのか。また、移転に伴う休診期間はどの程度で、その周知はどのように行ったのか」との質疑に対し、「診療所の建物面積は539.75平方メートルとなり、旧診療所の約2倍の広さとなる。加えて、診療ユニットを現行の2台から4台に増設するとともに、新たに隔離した診療室を設置することにより、感染症に罹患した患者の診察や全身麻酔の手術がこれまで以上に安全で円滑にできるようになる。また、移転に伴う休診期間は3月1日から3月31日までである。昨年10月に近隣歯科医師会を通じて関係医療機関に周知をし、本年1月に通院患者1,270人にお知らせを郵送するなどの対応をした」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「介護基盤緊急整備等特別対策事業費が減額となっているが、その内訳と減額の要因は何か」との質疑に対し、「この事業

は、既存の特別養護老人ホーム等の施設のユニット化改修に対する補助と市町村を通じて行う地域密着型の施設整備に対する補助の大きく二つある。ユニット化改修に対する補助では、新型コロナウイルス感染症対策を優先し、計画をユニット化改修から個室化改修に切り替えるなどの理由で予定されていた事業者から申請がなかったため、2施設分、計3億円が減額となった。地域密着型の施設整備に対する補助では、市町村の意向を基に予算化をしたが、採算面や人員確保に課題があり、事業者から手が上がらなかったため、グループホームのほか定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所4か所分を1か所分に減額している」との答弁がありました。

次に、保健医療部及び病院局関係では、第54号議案について、「保健所自家発電設備緊急整備事業の繰越明許については、当初からある程度予定されていたのか。また、保健所の自家発電設備の現在の整備状況はどうか」との質疑に対し、「この事業の財源である国庫補助金の内示が7月となり、事業着手が大幅に遅れた。これに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で設計委託における保健所の現地調査に不測の日数を要したほか、令和元年度の台風被害による需要増で非常用発電機の納品が遅れるなどの複合的要因により、年度内の工事完了が難しくなった。そのため、繰越明許費の設定をお願いするものである。また、現在は13保健所のうち2か所が整備済みであり、工事完了のめどは10月頃と見込んでいる。当面は整備が終わっていない全ての保健所にポータブルの発電機を配備し、最低限の体制を確保するよう努めている」との答弁がありました。

また、「インフルエンザワクチン接種緊急促進事業について、昨年10月から12月にかけて高齢者等に対して無料接種が行われたが、当初の想定に対して、どの程度接種ができ、その効果はどうだったのか」との質疑に対し、「当初は、約194万人の対象者のうち、約8割の方が予防接種を受けると見込んでいたが、実際の接種率は7割程度であった。効果としては、今シーズンは、インフルエンザの報告はほとんどなく、ここ数年と比べても大幅に減少している」との答弁がありました。

このほか、第28号議案ないし第36号議案、第59号議案及び第72号議案については、執行部からの詳細

な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案13件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、福祉部から「第8期高齢者支援計画（案）の策定について」、「第6期埼玉県障害者支援計画（案）の策定について」、「第6期埼玉県地域福祉支援計画（案）について」、「埼玉県ケアラー支援計画（案）の策定について」及び「埼玉県再犯防止推進計画（案）の策定について」、保健医療部から「埼玉県自殺対策計画（第2次）（案）について」、「埼玉県動物愛護管理推進計画の一部見直しについて」及び「埼玉県薬物乱用対策推進計画（第3次）（案）について」、病院局から「地方独立行政法人埼玉県立病院機構中期計画（素案）の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

委員長 松澤 正



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第54号議案について、「新型コロナウイルス感染症緊急経営支援事業費が減額となっているが、支援が必要な事業者十分に行き渡ったとは考えられない。国の家賃支援と比べて金額が少なく、その割に手続が煩雑なため、県に申請しなかった事業者もいると思う。事業者の経営支援を引き続き行うためにも、他県の例も分析し、その結果を反映させ、支援が必要な事業者に行き渡るようにすべきではないか」との質疑に対し、「可

能な限り情報を集めて国に準じた形で制度設計をした。国の家賃支援給付金の上乘せ支給としていることから、国に連動する形で申請は伸びていない。御指摘を踏まえ、今後しっかりと分析し、様々な事業者支援につなげていきたい」との答弁がありました。

また、「就職支援訓練事業費が2億6千万円もの減額となっているが、余らせるのではなく、IT関係など応募の多い職業訓練講座に予算を重点的に配分すべきではなかったのか」との質疑に対し、「この予算は、雇用環境が悪化した際などに迅速に緊急訓練を実施できるよう、国庫委託金を十分に確保しているため、減額規模が大きくなっている。社会全体でDXが進んでいく中、IT人材のニーズが高まっていることは承知しており、来年度は訓練生の枠を増やす方向で考えている。着実に就職に結び付くようしっかりと支援していきたい」との答弁がありました。

次に、第73号議案について、「産業技術総合センターの試験研究機器を広く企業に利用してもらうためには、企業の求める機器についての意見聴取が必要だと思うが、どのように行っているのか」との質疑に対し、「企業が機器の使用や研究のためにセンターに来所した際などに直接話を聞いたり、様々な発表会等でアンケート調査を実施するなどして、企業の声を聴いている」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第66号議案について、「霞ヶ浦導水事業から撤退することだが、参画を継続した場合にどのようなデメリットが想定されたのか」との質疑に対し、「参画を継続した場合は、施設完成後から永続的に発生する維持管理費や施設更新費等の負担が見込まれ、それがデメリットとなる」との答弁がありました。

このほか、第65号議案、第67号議案及び第74号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 県土都市整備 委員長報告

副委員長 安藤友貴



## 〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第52号議案のうち県土整備部関係及び都市整備部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、「来年度の当初予算に加えて今回の大型の補正予算が組まれており、予算の執行に当たっては、受注者側が順調に工事を執行していくために、発注規模の拡大や入札制度の枠組みを変える必要があると考えるがどうか」との質疑に対し、「受注者が技術者不足とならないよう、分離・分割発注を基本とした発注規模の拡大に配慮していく。また、通常、発注金額の規模により入札参加企業の規模が決まるが、『特別の技術又は工事管理を要する場合』や『緊急を要する場合』には、これによらないで対応できることになっている。そのため、工事内容が該当するものは、地域ごとの受注動態を十分に踏まえて、柔軟な運用をしていく」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、「補正予算の対象として、2地区の区画整理事業を選定した理由は何か。また、その効果はどのように考えているか」との質疑に対し、「国が示す防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に合致する事業であることに加え、令和3年度中に事業を完成するという条件の下に整理して、2地区を選定した。また、効果としては、地区の骨格となる都市計画道路等の整備が進むことにより道路ネットワークが強化され、防災性を含めた土地利用の向上が図られることなど、土地区画整理による事業効果が早期に発現できると考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 浅井 明

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第46号議案及び第47号議案について、「埼玉県道路公社が管理及び事業を行う有料道路の通行料金は、どのように決定しているのか」との質疑に対し、「有料道路の利用による受益の範囲内で決定している。具体的には、有料道路を利用することによる時間短縮効果などを貨幣価値に換算して、これを超えないように料金を設定している」との答弁がありました。

次に、都市整備部及び下水道局関係では、第37号議案について、「このいわゆるバリアフリー条例が改正された場合、新たな基準の適用となる建築物はどのくらいになるのか。また、既存建築物もこの新たな基準の対象となるのか」との質疑に対し、「令和元年度のデータで計算すると、県内全域で建築確認件数約3万5千件に対して665件が適用となることから、約2パーセント程度と見込んでいる。また、既存建築物は対象となっていないが、増築等を行う場合は、その部分が対象となる」との答弁がありました。

このほか、第48号議案、第54号議案、第75号議案及び第76号議案についても活発な論議がなされ、第49号議案、第61号議案、第62号議案及び第68号議案

については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案11件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「大規模事業における新型コロナウイルス感染症による地元説明会への影響について」質問が行われました。

その中で、「従来の住民が集まった形での地元説明会ができない中、それに代わる方法を工夫しているとのことだが、具体的にどのような形で行ったのか。また、従来の地元説明会ができないことにより、事業に遅れが発生していないか」との質問に対し、「土地所有者など相手方が特定できる場合は、事前に説明内容を郵送した後、戸別に訪問し詳細な説明を行った。コロナで不安な声を頂いている地域では、チラシを配布し、説明資料をホームページに掲載するなどした。大きな会場で行う場合は、来場人数を制限した上で、来場者がパネル等を自由に閲覧でき、質問がある場合には職員が個別に対応する、いわゆる『オープンハウス方式』で開催した。また、コロナ禍においても、これらの対応により、従来の地元説明会ができなかったことによる事業の大きな遅れはないと考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「埼玉県広域道路交通計画（素案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員長報告

副委員長 宇田川 幸 夫



### 〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第52号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「奨学のための給付金について、全日制等に通学する第1子の生徒へは26,100円、通信制・専攻科に通う生徒及び全日制等に通学する第2子以降の生徒へは12,000円と、追加支給額に差があるのはなぜか」との質疑に対し、「国の当初の制度設計においては、多子世帯の方が家計の負担が多いといった理由から、第1子の給付額が第2子以降よりも低く設定されている。しかし、本県などからの要望により、第1子の給付額と第2子以降の給付額を近づけるため、今回、第1子に対する追加給付額が多く設定されたためである」との答弁がありました。

また、「この給付金の受給率はどのように推移しているのか」との質疑に対し、「平成29年度は11.4%、平成30年度は10.9%、令和元年度は9.7%と低下傾向にあったが、令和2年度は10.1%と、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり若干増加する見込みである」との答弁がありました。

さらに、「急施議案として提案されているが、3月中に事業を完了することができるのか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している家庭に対し、いち早く給付金を届けるため、3月中に給付できるよう準備をしている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 木 下 博 信



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第38号議案について、「ICTを活用した学校教育の推進のために、具体的にはどのような体制で進めていくのか」との質疑に対し、「これまでICT教育の推進に当たっては、小中学校については義務教育指導課、高等学校については高校教育指導課、特別支援学校については特別支援教育課と、それぞれの課で行っていたが、4月からは新たに専任組織であるICT教育推進課（仮称）を設置することとした。この組織で、教育情報化施策の企画・立案、ICT機器の整備、教員の研修及び動画教材の研究開発などに取り組むことで、各学校のICT教育に格差が生じないように一元的・効果的に対応していく」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「大規模改修工事や産業教育設備の整備などに係る補正予算が計上されているが、これらの事業は国の補正予算が措置されたことで、当初の予定を前倒しして実施するものなのか」との質疑に対し、「今回の増額補正については、国の補正予算を活用し、学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ICT環境の整備やデジタル化への対応及び老朽化対策や防災機能強化等の学校施設の整備のために、必要な予算を計上したものである。このうち、特別支援学校6校の老朽化した空調の改修工事や特別支援学校1校の増築等の工事については、令和3年度当初予算で計画していたものを前倒しで計上した。また、特別支援学校2校の校舎等の老朽化改修工事やデジタル化に対応した産業教育設備の整備などについては、令和4年度以降で計画していたものや、実施時期が未定であったものを、この機会に前倒しして計上した」との答弁がありました。

このほか、第39号議案についても活発な論議がなされ、第63号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「教育委員会における不祥事根絶に向けた取組について」の報告が

あり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告



委員長 飯塚 俊彦

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第40号議案について、「高度化PICSは、音響式信号機と比べ24時間運用できる利点があり、全県的に導入すべきと思うが、令和3年度は1か所のみ整備予定である。導入について、視覚障害者団体から意見や要望を聞いているのか」との質疑に対し、「視覚障害者団体とは、毎年、意見交換する機会を設けており、今回整備する1か所は、要望のあった箇所である。高度化PICSは、実用化が始まったばかりで、今後整備が進んでいくものであるが、スマートフォンを介して稼働するため、視覚障害者の方のスマートフォン普及状況も踏まえ、整備箇所の増加等を検討していく」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第54号議案について、「大規模災害市町村等繰替支弁費負担金について、令和元年東日本台風等で被災した県外の市町村に対して、県内各市町村から支援が行われたが、この市町村間の支援はどのような関係の下に行われたのか。また、特別な関係がない場合でも、この事業は適用されるのか」との質疑に対し、「友好都市や災害時応援協定を結んでいるところもあれば、市長会からの要請や日頃の事業での交流がきっかけとなり支援したケースもある。また、特別な関係がなくても、災害救助法が適用される地域への支援であれば、この事業が適用できる」との答弁がありました。

このほか、第58号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「本県のドローン撮影による消火活動への協力体制について」質問が行われました。

その中で、「県と災害時応援協定を結んだ団体から、地域の消防本部と協力団体等との横の繋がりが全くないとの指摘があった。県は、ドローン撮影による消火活動に関し、率先して地域の関係者や協力団体との連携を取り持つべきだが、どう考えるか」との質問に対し、「今は、市町村間の連携も含めて十分ではない点がある。今後は、普段から関係者間で連携できる場を設け、県や消防本部で持つドローンの活用について意思疎通を図りながら、協力体制が確立されるよう努めていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から、「公安委員会の意思決定のない交通規則に基づく交通取締り事案について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 予 算 特別委員長報告

委員長 宮 崎 栄治郎



予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月11日から17日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「先日の新型コロナウイルス感染症対策特

別委員会において、感染症対策課職員の昨年4月から今年1月末までの時間外勤務が1,724時間であったことが明らかになり、新聞等でも取り上げられた。また、時間外勤務を各部局別で比較すると保健医療部が突出して多い。こうした状況を是正するには、プッシュ型の支援が必要であり、業務を部局間で平準化することが重要と考えるがどうか」との質疑に対し、「部局により時間外勤務の差があることは認識している。効率的な行政運営のため、可能な限り平準化を図ることが必要である。繁忙期を見通せる場合は、計画的な人員配置を行っているが、災害などで予期せず業務が集中する場合は、業務委託や部局をまたいだ応援要員の配置により対応している。コロナ禍が1年経過し、どのような業務が増大するか分かってきたので、今後急激に業務が増大したときに備え、速やかに応援職員を送り込む体制づくりなどを指示している」との答弁がありました。

次に、「埼玉農産物輸出総合サポート事業については、輸出額などの目標を定めているのか。目標を定めていないとすると、当該事業に対する予算額の妥当性が分からないと思うがどうか」との質疑に対し、「当該事業の目標は、具体的には定めていない。御指摘のとおり、目標を踏まえた上で事業を実施し、効果を検証することが必要であるので、どのような目標が適切か検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「多子世帯応援クーポン事業については、登録店でサービスを利用する直接利用と商品購入後に現金が振り込まれる換金利用が、2対8の割合で不均衡が生じていることから、昨年の予算特別委員会の附帯決議で、この比率の改善等に努めることを求めた。しかし、現在もなお、換金利用の比率が高く、是正が必要な状況である。利用者の利便性の観点から、現金の直接給付に改めてはどうか」との質疑に対し、「多子世帯応援クーポン事業の目的の一つには、育児に係る負担の軽減がある。現金の直接給付では、子育てのために使われなくなる懸念があり、事業目的に符合しなくなる」との答弁がありました。

次に、「『渋沢栄一創業プロジェクトの推進』では、ベンチャー企業などに対する創業支援を更に進めるとのことだが、県内のベンチャー企業は近隣都県と

比べて少ない印象である。その原因をどのように考えるか。また、今後の事業検証のためには、このプロジェクトが目指すものを明確にしておく必要があるのではないか」との質疑に対し、「全国には約1万2千社のベンチャー企業があり、その6割が東京都にあるとの民間調査会社のデータがある。東京都には有益な情報が集まりやすい上、様々な企業とのコラボレーションや取引がしやすいなどの理由が考えられる。また、本プロジェクトの取組の一つとして、先輩起業家が後輩起業家を指導する伴走型支援を進めている。その支援に加えて、来年度は、多種多様な形で企業等がコラボレーションできる『(仮称) 渋沢栄一起業家サロン』という場づくりについて、有識者の意見を聞きながら検討することとしている。こうした取組により、ベンチャー企業が集積するシリコンバレーのようなものを目指していきたい」との答弁がありました。

次に、「本県の高齢者に対する新型コロナワクチンの市町村への分配については、高齢者の人口規模だけでなく、高齢者人口に占める陽性者の割合の高い市町村に配分する算定方法を取っている。しかし、クラスターが発生した高齢者施設では感染症対策がしっかりと取られていることや陽性者は抗体を獲得している可能性があることを踏まえると、純粋に、高齢者の人口規模のみを優先して分配するといった考え方もあると思うがどうか」との質疑に対し、「県内の陽性者は大都市だけでなく、規模の小さな市町でも発生している状況だが、人口規模のみで算定すると、さいたま市などの大都市部を中心に分配することになる。また、今回分配するワクチンは非常に量が少ないため、高齢者へのワクチン接種が本格化する前の、いわば、パイロット的な接種という趣旨もある。そこで、規模の大きい市だけでなく、規模の小さなところにも分配し、様々なケースで試行的に接種をしていきたいという考えから、陽性者の割合も勘案した」との答弁がありました。

次に、「市町村の立地適正化計画と防災指針の作成に対する支援の具体的な内容は何か。また、近年は台風や想定を超える大雨被害などにより浸水エリアが複数の市町村に及んでいることから、近隣市町村と連携して計画等を作成する必要があると考える。まずは県が全体の基本的な考え方やガイドラインを

提示すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「来年度から、県がまとめ役となり、三つから四つの市町村を一つのグループとする勉強会を開催する。県が持つ災害リスク情報などを示しながら、作成に当たっての課題や対策について分析・整理や意見交換を行う新たな取組を進める。また、広域的調整の役割を担う立場として、市町村が実効性の高い防災指針を策定できるように、国が改訂を予定している『立地適正化計画作成の手引き』を補完する形で、県としての考え方や方針を示すため検討していく」との答弁がありました。

次に、「伊奈学園は、関東近県で先駆けて設置された公立の中高一貫校であったことから、設置に当たり文教委員会において、『試行的、モデル的に限定して設置すべきであり、今後については、効果や成果を十分に検証するなど、慎重な対応が求められる』といった附帯決議がなされた。同校に関して、今までにどのような検証を行ったのか。また、今後、改めて効果検証を行い議会へ報告すべきだと思うがどうか」との質疑に対し、「伊奈学園における中高一貫教育については、第1期生の高校卒業に合わせて、成果と課題の検証を行った。その際、高校卒業までの6年間を見通した計画的、継続的な教育指導が展開でき、卒業後の進路実績にも一定の成果を得ることができたとされた。一方で、抽選による入学者選考について課題が示され、その後、抽選を行わない選考に改善するなど、中高一貫教育の充実に努めてきた。公立の中高一貫校は、関東近県でも設置が進んでおり、児童生徒等からも高い人気がある。魅力ある県立学校づくりを進めていく上で、有力な選択肢の一つであることから、今後、伊奈学園における中高一貫教育について十分に検証を行い、改めて議会に報告をしたい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、埼玉版SDGsの推進、屋内50メートル水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備、若者の消防団への加入促進、スマート農業の推進、少子化対策の推進、中小企業のデジタル化支援、県立病院の独法化による地域医療への貢献、流域下水道維持管理負担金の設定、国際バカロレア等の特色ある教育課程の研究・検討、災害対応力の強化などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審

査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「特別養護老人ホーム等整備事業費について、令和3年度から始まる第8期高齢者支援計画案では、既存の施設の改修に当たり、個室化やユニット化をすることが盛り込まれている。第7期計画策定の議論の際、議会の決議を受け、個室化やユニット型への政策誘導は行わないこととなっていたが、その方針を変更するのか」との質疑に対し、「市町村や設置者の意向など地域の実情を十分踏まえた上で整備するという基本的な考え方は、第7期策定時と変更ない。第8期計画の策定に当たっては、議会での決議を踏まえ、検討していく」との答弁がありました。

次に、「現在の県庁舎は、執務室環境、優秀な人材確保及び働き方の変化や行政のデジタル化への対応などに課題がある。こうしたことを踏まえると、目標使用年数の築80年にこだわることなく建替えを検討するべきではないか」との質疑に対し、「県庁舎の在り方の検討に当たっては、これまでの県庁舎の機能に加え、テレワークなどの働き方の変化への対応が重要な観点となってくる。また、仮に建て替える場合は、短期間ではなく数十年単位で使用することになるため、デジタルトランスフォーメーションが行政に与える影響など数十年スパンで考えていく必要がある。県庁舎の再整備については、80年は一つの目安であり、時期や機能、県庁舎の今後の在り方を含め、検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「農大跡地周辺地域の整備について、これから策定される基本構想や基本計画の具体的な内容はどのようなものか。また、事業を進めていく上で、用地を早期に購入することが重要であるが、その見通しはどうか」との質疑に対し、「基本構想では、生産年齢人口減少等の社会的課題の解決につながるロボット開発を行う中小企業への支援策や、実証フィールドのコンセプトなどについて定めていきたい。また、基本計画では、構想を踏まえ、ロボット開発を促進する拠点の規模や機能、フィールドの用途や形状などを盛り込んだ内容としていく。策定に当たっては、企業のニーズを把握した上で、整備の

目的を明確にし、慎重に検討を進めていく。また、用地の購入については、今年度から、用地交渉に関して専門的知見がある埼玉県土地開発公社へ委託をすることで用地交渉が進んだ。令和3年度は用地購入のスピードを加速化させ、早期の整備を目指したい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、埼玉県コバトン健康マイレージ事業、多子世帯応援クーポン事業、シニアの活躍を進めるための環境づくり、埼玉ブランド農産物の推進、JR川越線の複線化などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月23日に行いました。討論では、第2号議案、第8号議案、第18号議案及び第20号議案に賛成の立場から、「新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、流域治水対策や家畜伝染病の防疫体制強化などの予算が計上されており、県民に寄り添った県政を更に進める観点から賛成する」などの討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案21件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。「『第2号議案令和3年度埼玉県一般会計予算』については、基金残高の復元が図られていないだけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・税収への影響が顕在化しており、財政運営にはこれまで以上に大きな懸念がある。コロナ禍において、アナログ行政がもたらした各種申請手続の遅延という課題や社会経済生活の維持に欠かすことのできない事業なども明らかになった。については、予算編成において選択と集中の視点をより一層明確に示すとともに、事業の執行方法においてもサンセットルールを取り入れるなど十分検討し、適切な対応を求めるものである。

第一に、令和3年度歳出予算については、各種事業の実績や効果検証に必要とされる定量的なデータが存在せず予算化されている事業が散見される。予算編成に当たっては、EBPMを推進し、各種事業の原資となる税金・公金が効果的に充てられるよう努めること。

第二に、DX（デジタルトランスフォーメーショ

ン)の推進に当たっては、ペーパーレス化など県庁内の業務効率化にとどまることなく、『社会全体がデジタル技術等を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供手段の抜本的な変革をもたらす』という本来の目的に向け、より広範な視点からDXを推進すること。また、知事をトップとした組織体制を構築するとともに社会実装へのロードマップを明確に示すこと。

第三に、特別養護老人ホーム等の整備・改修に当たっては、平成30年度第7期埼玉県高齢者支援計画への決議に基づき、施設整備に係る適否の基準、補助対象の要件などについて、利用者の需要や市町村の意向などの地域の実情を十分に勘案して事業者との事前協議に臨むこと。また、第7期計画策定時よりも大幅に増加し、944床に至った特別養護老人ホームの空床の解消に向け取組を強化すること。

第四に、コバトン健康マイレージについては、事業開始当初の目標を大きく下回っており、かつ下方修正した目標参加者数にも達していない状況である。これまでアプリの活用や様々な取組を行っているものの、登録参加者数や県民参加の機運の向上につながっておらず、事業効果に懸念がある。ランニングコストと事業効果を含め、事業の在り方について再度検討すること。

第五に、先端産業創造プロジェクトについては、これまで支援した案件の製品化、事業化など一定の成果が上げられたものと評価をするが、民間などの技術開発力も向上してきている中、行政の役割として今後は、更なるステージでの最先端の技術支援とこれまで手の届かなかった小規模事業者にも支援の輪を広げるなど、行政にしかできない支援策を再考すること。

第六に、『農大跡地の周辺地域12ヘクタールの土地』を近未来技術の実証フィールドとして整備するに当たり、ロボット実証実験の具体的な基本計画を早期に立案し、その拠点となる産業支援施設の早期整備に取り組むこと。また、これまでの3年間、進展のなかった用地取得を早急に進め、産業労働部のみならず、関連する他部局との横断的な体制で取り組み、整備地の有効活用を図ること」

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯決議に反対の立場から討論があり、採決いたしましたし

たところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 宮崎 栄治郎

#### 〈追加議案〉

予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第77号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県感染防止対策協力金支給事業については、第6期以降、営業時間短縮の要請期間が短くなっているため、協力金の申請期間が重複する部分がある。第7期の10日分と第8期分をまとめて申請するなどの対応はできないか」との質疑に対し、「申請をまとめて受け付ける場合、システム改修に費用と時間がかかるという課題がある。また、申請をまとめることで、第7期分の支給が、第8期分の支給時期まで遅れることとなる。迅速な支給を行っていくことが、事業者のニーズに応えられると判断し、期間ごとの申請としている」との答弁がありました。

また、「高齢者入所施設におけるPCR検査について、県内全施設のうち、検査を希望する施設は56パーセントしかない。ワクチンが行きわたるまでは、PCR検査数を上げることが感染拡大を防ぐのに有効だが、そのためにどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「これまでも、関係団体に直接協力を働き掛け、各施設に検査の受検を促してきた。また、感染が判明した場合の職員のバックアップ体制を整えることで、受検に関する不安の解消に努めている。さらに、受検するインセンティブとな

るよう、施設の同意が得られた場合に県のホームページで受検した施設名を公表することを考えている。こういった取組により、受検率の向上に努めていきたい」との答弁がありました。

続いて、賛成の立場から討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 横川 雅也



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「東京都は、都内で新車販売される乗用車のうちガソリン車について、2030年までにゼロにするという目標を表明したが、埼玉県ではどうするのか」との質問に対し、「温室効果ガスの排出量を削減するために、ガソリン車から電動車への切替えは大変有効だと考えており、自動車メーカーなどと普及啓発活動や情報交換に取り組んでいる。国はグリーン成長戦略の中で『遅くとも2030年代半ばまでに乗用車新車販売で電動車100%を実現』という目標を掲げているが、これに先駆けて達成できるように首都圏で連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「クビアカツヤカミキリの県民参加型調査について、より広範囲に調査するために、参加者を

増やす方策をどのように考えているのか」との質問に対し、「この調査はマスコミに取り上げられたほか、桜への被害に対して強い危機感を持つ各市町村にも啓発に協力してもらっている。県民にも関心の高い桜に被害が及ぶことから、県域全体を対象として参加を呼び掛けることで、県民参加が見込まれる。今後も市町村と連携して取組を強化していきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、河川の水質保全の推進については、「マイクロプラスチックについては、下水処理場に流入し処理されるものと、河川から海へ直接流出するものがあるため、ハード及びソフトの両面から流出対策に取り組むこと」。

農林業・農山村の循環型社会への貢献については、「県有施設における木造化・木質化の進め方については、木材利用を促進させるため、調査に基づく計画をしっかりと策定し、取組を進めること」。

資源循環型社会づくりについては、「プラスチックごみの削減のため、県民への意識啓発に努めるとともに、排出元である事業者に対して脱プラスチックに向けた取組についてしっかりと働き掛けること」。

脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生については、「県内におけるV P P（仮想発電所）の実証実験の実施について検討を進めること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 新井 豪



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」審査を行いました。

審査に当たっては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「行財政改革行動計画では、RPA・AI-OCR・音声テキスト化による業務自動化の推進により、1枚当たり2分、1会議当たり2時間の業務時間の削減効果が期待できるとしているが、この時間数の算出根拠は何か」との質問に対し、「1枚当たりの削減については、アンケート用紙の回答を入力するのにかかる時間を1枚当たり2分として捉え、その削減ができるものと想定した。1会議当たりの削減については、1時間の会議の議事録を作成するのに6時間程度の時間を要していたが、自動化すると半分の3時間程度が削減できた例があることから、仮に1会議当たりの実施時間を標準で40分として捉えた場合に、2時間削減できるものと想定した」との答弁がありました。

次に、「職員の育児休業の取得率について、3年間の推移はどのようになっているのか。また、1日でも育児休業を取得すれば、取得率の算定にカウントされるのか」との質問に対し、「過去3年間の育児休業の取得状況について、知事部局では、女性職員は全員が育児休業を取得している。男性職員は、平成30年度が19.0%、令和元年度が25.9%、令和2年度が31.3%と着実に増加している。また、1日だけでも育児休業をすれば取得率の算定に含まれるが、その人数はわずかである。なお、子供が生まれた男

性職員に、上司から育児休業を取得するよう呼び掛ける取組を進めており、最近では取得期間も長くなってきている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、魅力ある地域づくりについては、「若年層の移住を促進するため、保育・子育て行政を所管する部署と連携して、『森のようちえん』など、自然環境を生かした子育て保育の取組を調査し、県としての魅力発見に取り組むこと」。

次に、地方創生・SDGsの推進については、「埼玉版SDGsに参加する企業を増やす施策を行うこと」。

次に、情報技術の活用と行政の効率化については、「県内市町村等とのシステムの共同利用やデータ連携を推進するに当たり、市町村間に格差が生じないように支援すること」。

次に、行財政・職員の働き方改革については、「男性の育児休業に関しては、取得率だけではなく、取得日数にも留意すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人いきいき埼玉」、

「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人いきいき埼玉について、「シルバー派遣事業の就業延べ人員が平成27年度から約40万人増加しているが、どのような業種での就業が増加しているのか。また、地域ごとの傾向に差異は見られるのか」との質問に対し、「主に、保育・介護分野、事務系の分野で増加している。財団としてもこれらの分野の業務を開拓しながら適切なマッチングを推進してきた。また、契約金額ベースで見ると、東部、南部地域が増加傾向である」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「サポーター会員制度については、年会費が一口10万円だが、例えば一口5万円ですら準会員とするなど、支援の輪を拡大する取組が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「制度のスタート時から一口10万円としているものの、他の財団等の制度を見ると金額に幅があり、もっと様々な選択肢があってもいいのではないかと考えている。更に支援を増やせるよう、バラエティに富んだ形を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「児童養護施設の入所児童の里親委託を進める取組について、現状と今後の見込みはどうか」との質問に対し、「事業団の過去5年間における里親委託の実績は、県立3施設合計で4名である。平成26年度から各施設の副園長が里親支援専門相談員を兼任してきたが、支援の一層の拡充を図るため、今年度から専任の正規職員を配置している。また、里親を希望する人への登録前研修や里親懇談会を開催するほか、負担感の少ない週末里親や季節里親を含め、里親制度の普及啓発に努めている。今年度は県立3施設で合計6名が里親委託を予定しており、今後も里親委託の実施に当たっては、マッチングからアフターケアまで綿密に行っていききたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審

査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県公園緑地協会関連として、「災害時の避難場所としての役割がある県営公園については、今後は車中泊の機能も視野に入れ、公園の状況に応じて適切に運用ができるよう市町村との協議を進めること」。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社関連として、「コロナ禍において、県内企業の経営状況が厳しい中、これまでにない課題が生じる場合も見据え相談体制を充実し、きめ細やかに対応すること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「県民の利便性確保のために、県は、埼玉高速鉄道の延伸に向けた各機関との連携協力を促進すること」。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団関連として、「児童養護施設入所児童の将来の夢が叶うよう、更に地域と連携し、きめ細かな支援を行うこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告



委員長 日下部 伸 三

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「児童養護施設退所児童の大学等進学率は27.6%で、大学進学率全体の58.6%の約半分であるが、要因は何か。また、進学率を上げるために、どのように対処しているのか」との質問に対し、「卒園者は経済的な不安から就職を望む子供も多いため、安心して進学できるよう、経済的不安を解消するための支援が必要である。そこで、進学を希望する高校生には、学習塾の費用を国の措置費に上乘せすることに加え、大学受験料を県独自で補助している。また、卒園後に進学する子供向けに、低額な住居の提供と支援員による生活相談を合わせた支援をしているほか、大学卒業後に5年働くと返済が免除される家賃と生活費の貸付を行っている」との答弁がありました。

次に、「不妊治療費助成には、43歳未満という年齢制限があるが、芸能人が40歳代後半で出産したという明るいニュースもある。妊娠を希望する方のために、不妊治療費助成の年齢制限を引き上げることにどう考えるか」との質問に対し、「不妊治療助成制度については、国の第3次補正予算の大幅な拡充を受け、所得制限を撤廃し、2回目以降の助成費を引き上げる拡充を行った。しかし、年齢制限の基準については、年齢別の妊娠・出産に係るリスクや妊娠・出産可能性に関する国の調査研究の結果を勘案し、変更していない。この基準は国の制度に合わせているため、今後、新たな調査研究により変更されればその結果を反映したい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者の自立支援について、「保護者負担の軽減のため、特別支援学校の看護師配置について積極的に取り組むこと」。

次に、地域医療について、「大規模災害に備え、各種災害派遣チームの感染症対応や資機材の確保、避難所での感染防止対策など、災害時医療体制における感染症対策の更なる充実を検討し、実施すること」。

次に、高齢者への支援について、「シニアの地域活動を更に推進するため、シニア入り口と言われる退職後の比較的早い段階から世代に合ったメニュー

を紹介するなど、多彩な支援を行うこと」。

次に、児童虐待防止対策について、「児童虐待防止対策は、予防啓発及び発生後の対応において、親への働き掛けが重要であるため、虐待を行った親又は虐待が疑われる親に対する取組を更に強化すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告



委員長 岡地 優

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「企業誘致及び先端産業創造プロジェクトについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「産業用地の確保に当たり、最大の課題は何か。また、立地ニーズにできる限り応えるため、どのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「最大の課題は、用地の不足から全てのニーズに対して応えきれていないことである。また、企業のニーズは様々あるが、それらの希望と民間の土地活用も含めて県で用意できる物件をうまくマッチングしながら、できる限り迅速かつ円滑に対応している」との答弁がありました。

次に、「新技術・製品化開発の支援として、平成30年度までに補助を行った111件中69件が製品化済

みとのことだが、そのうち売上げにつながった件数とその売上高はどうなっているのか。また、現在開発中の40件について、製品化の見込みはどうか」との質問に対し、「製品化済みのうち、53件で約25億7,500万円の売上げがある。また、支援した企業は製品化に向け尽力しているが、中小企業はどうしても販路の関係が弱いことから、埼玉県産業振興公社にコーディネーターを配置して販路拡大を支援するなど、可能な限り製品化できるようサポートしていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「公共事業の発注や施工時期の平準化については、地域の建設業者の経営安定化のために必要不可欠なことを踏まえ、今後も国や市町村との連携を重視して進めること」。

次に、中小企業の振興について、「事業承継支援については、新たな組織をつくり、利用者の立場に立った様々な角度からの丁寧な対応に努め、事業実績の向上を図ること」。

次に、雇用対策と働き方改革について、「働き方改革の推進に当たっては、その改革に伴い発生する様々な課題の対応策についても同時に検討すること」。

次に、企業誘致及び先端産業創造プロジェクトについて、「県内企業及び事業所の定着を促進するため、市町村との連携強化やきめ細かいフォローアップに努めること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告



委員長 白土 幸仁

危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害情報連絡体制について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「SNSはデマ情報が投稿されることも多いが、SNS災害情報分析システムの運用において、それをどのように判別するのか。また、デマ情報だと判断した場合はどのように対応するのか」との質問に対し、「SNS災害情報分析システムでは、相反する内容が投稿された場合には、デマの可能性があると見て、警告が出る機能が備わっている。しかし、それだけで完全に判別することは難しいため、緊急性が高い情報かを職員が確認した上で市町村や消防等の関係機関に情報提供し、必要な対応をとってもらっている。また、デマや間違った情報が投稿された場合には、記者発表するなど周知や注意喚起をしていく」との答弁がありました。

次に、「災害時の情報収集については、災害オペレーション支援システムがダウンした場合に備え、例えばアマチュア無線など様々なチャンネルを採用していくべきと考えるがどうか」との質問に対し、「一般社団法人日本アマチュア無線連盟埼玉県支部とは災害時応援協定を結んでおり、災害時に情報提供してもらう体制を整えている。また、SNSを活用した情報収集として、災害対応の知識や経験のある消防団員や自主防災組織の方に研修を受けていただき、『#コバトン防災』、『#埼玉防災』といったハッシュタグを付けてツイッター上に有益な災害情報を投稿してもらう取組なども行っている」との答

弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、大規模災害時の応援体制について、「埼玉県・市町村人的相互応援制度の市町村への周知徹底を図ること」。

次に、消防防災力の充実強化について、「消防団員確保策については、消防団応援プロジェクトの更なる啓発を図るなどサポートを強化すること」。

次に、災害に強いまちづくりについて、「水害の起こりやすい河川については、県民の命・暮らしを守る立場から、十分な予防対策を講じること」。

次に、災害情報連絡体制について、「災害情報については、災害オペレーション支援システムにおいてライフライン事業者等からの情報や他都県のデータを収集し、県民への提供に努めること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 小川 真一郎



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」であります。今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「伝統芸能サポートとして、保存団体が行う備品整備等に対する助成金の限度額が20万円だが、この額で無形民俗文化財の衣装やお面などの購入等を十分に賄えるのか。また、この助成制度は経年で活用できるのか」との質問に対し、「例えば、修繕であれば、全ての費用を助成金だけで賄うことは難しいが、自己資金も併用しながら、これまで多くの団体に活用してもらっている。また、この助成制度は、1団体につき経年で5回まで活用することができる」との答弁がありました。

次に、「埼玉県文化芸術振興計画の戦略の一つに『世界への情報発信』を掲げているが、最先端の演劇を創作するだけでなく、埼玉ならではの小鹿野歌舞伎やお祭りなどの動画に多言語の字幕を付けて発信するなど、発信の仕方を工夫すべきと考えるかどうか」との質問に対し、「ウェブを活用して動画を発信することは有効な手段だと考えている。現在でも、『埼玉WABI SABI大祭典』の出演者の個別プログラムや伝統芸能について動画の配信をしている。御指摘の字幕の多言語化については検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「特別支援学校卒業後に一般就労を目指す生徒にとって、実習経験は有意義かつ効果的であるため、共生社会の実現に向けて関係部局に協力を求め、実習の場の拡充に努めること」。

次に、グローバル人材の育成について、「外国語指導助手（ALT）について、授業の空白を作らないようにスキルを持った人員を速やかに配置すること」。

次に、スポーツの振興について、「プラチナキッズ、プラチナジュニア、プラチナアスリートのそれぞれの選考については、人数枠にとらわれず、また本人の希望も十分に聞くこと」。

次に、文化の振興について、「質の高い埼玉の文化を世界に発信するため、多言語化した動画作成を積極的に行うこと」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並

びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

副委員長 本 木 茂



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「緊急事態宣言中の取組と効果等について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ワクチンの集団接種訓練を戸田市と共同で実施したが、そこで得られた知見と接種プロセスの改善点は何か」との質問に対し、「この集団接種訓練には専門家にも参加してもらい、訓練の様子を実際に見てもらった上で講評を頂いた。指摘事項として、『予診票には、持病のある方がワクチン接種に当たり主治医の許可を得ていることを確認する項目があるため、事前に予診票を送付しておき、あらかじめかかりつけ医と相談してもらうようにすること』、『ワクチン接種後、重篤なアナフィラキシーが発生した場合に備え会場内で様子を見るが、その待機時間中、おしゃべりをした方が多かった。会話を控えてもらうため、ワクチンの副反応を学べる映像を流すことにより、自然と会話を防止する仕組みを構築すること』などがあつた。このような指摘を踏まえ、訓練の様子をまとめた動画を作成し、県ホームページで公開したい」との答弁がありました。

次に、「一つの病院で、軽症、中等症、重症、リハビリまで全て対応することが医療提供体制のひっ迫の要因となっていると考える。軽症、中等症等な

どの病状ごとに対応する医療機関の役割を整理し、次の感染拡大に備えるべきと考えるが、各医療機関の役割分担の明確化についてどのような検討をしているのか。また、国は病床拡大に向けた病床確保計画の見直しを都道府県に求めていく方針であるという報道がされているが、今後の病床確保についてどのように検討しているのか」との質問に対し、「各医療機関の役割分担については、比較的早い時期から対応している。5月25日から新型コロナの疑い患者受入医療機関の確保を、11月30日からは、転院受入れを行う後方支援医療機関を確保する取組を開始しており、陽性者受入医療機関を含め、三つの医療機関の役割分担を行っている。また、病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の病床を増やすことで、一般医療が圧迫されてしまう状況もあるため、そのバランスをどのように保つかという点についても改めて考え方を整理した上で、見直しを検討していく」との答弁がありました。

次に、「変異株のPCR検査については、全陽性患者の5から10パーセント分について実施するように国から指示されているが、神戸市では独自に実施率を上げて調査したところ、多くの検体で変異株が確認された。本県も、変異株のPCR検査の実施率を上げる考えはないのか。また、検体に含まれる全ての遺伝子情報を読み取る次世代シーケンサーを平成30年度に導入しているが、今回の変異株の検査には活用できないのか」との質問に対し、「県内において複数ルートの変異株を確認したことから、検査体制を強化し、ウイルス量の多い陽性検体全てに対して変異株PCR検査を実施している。また、次世代シーケンサーについては、すでに変異株の検査に活用している。国立感染症研究所への派遣などで職員の育成に努めながら、検査の機能強化を図っていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

# 議案の審議結果

## 令和3年2月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

2月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計94議案について、36日間にわたり熱心な審議が行われ、3月26日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

| 種類     | 結果 | 原案可決 | 承認 | 答申 | 同意 | 合計 |
|--------|----|------|----|----|----|----|
| 予算     |    | 38   |    |    |    | 38 |
| 条例     |    | 27   |    |    |    | 27 |
| 事件     |    | 13   | 1  | 1  | 4  | 19 |
| 意見書・決議 |    | 10   |    |    |    | 10 |
| 計      |    | 88   | 1  | 1  | 4  | 94 |

## 知事提出議案

| 議案番号 | 件名                                | 要旨                                                                                                                                                        | 議決結果 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2    | 令和3年度埼玉県一般会計予算                    | 歳入歳出予算 2兆1,198億4,300万円<br>継続費 4件<br>債務負担行為 55件<br>地方債 64件<br>一時借入金最高額 2,500億円<br>歳出予算の流用 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。 | 原案可決 |
| 3    | 令和3年度埼玉県公債費特別会計予算                 | 歳入歳出予算 5,020億4,940万4千円<br>地方債 2件                                                                                                                          | 原案可決 |
| 4    | 令和3年度埼玉県証紙特別会計予算                  | 歳入歳出予算 157億336万1千円                                                                                                                                        | 原案可決 |
| 5    | 令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算             | 歳入歳出予算 136億2,006万9千円                                                                                                                                      | 原案可決 |
| 6    | 令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計予算              | 歳入歳出予算 7億686万6千円                                                                                                                                          | 原案可決 |
| 7    | 令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算          | 歳入歳出予算 7億6,387万8千円                                                                                                                                        | 原案可決 |
| 8    | 令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算 | 歳入歳出予算 113億8,344万4千円<br>地方債 1件                                                                                                                            | 原案可決 |

| 9       | 令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算          | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 6,094億4,049万8千円 | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
|---------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------|-----|--------|---------|---------|---------|----|----|------|
| 10      | 令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算         | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1億3,033万8千円     | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 11      | 令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算        | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2,993万円6千円      | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 12      | 令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算       | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2,065万円         | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 13      | 令和3年度本多静六博士育英事業特別会計予算           | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 3,624万円         | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 14      | 令和3年度埼玉県用地事業特別会計予算              | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 11億525万3千円      | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 15      | 令和3年度埼玉県営住宅事業特別会計予算             | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 132億589万円       | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 16      | 令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算        | 歳入歳出予算<br>債務負担行為 1件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 7億5,122万8千円     | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 17      | 令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計予算            | 歳入歳出予算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 298億1,371万8千円   | 原案可決 |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 18      | 令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算 | 業務の予定量<br>病床数 120床<br>患者数<br><table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>入 院</th> <th>外 来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延患者数</td> <td>25,623人</td> <td>17,900人</td> </tr> <tr> <td>1日平均患者数</td> <td>70</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> 主なる建設改良事業 8,255万3千円<br>収益的収入及び支出<br>病院事業収益 51億5,981万4千円<br>病院事業費用 48億1,742万8千円<br>資本的収入及び支出<br>資本的収入 8億3,667万2千円<br>資本的支出 4億7,894万8千円<br>企業債限度額 7,900万円<br>一時借入金限度額 6億円 | 区 分             | 入 院  | 外 来 | 年間延患者数 | 25,623人 | 17,900人 | 1日平均患者数 | 70 | 74 | 原案可決 |
| 区 分     | 入 院                             | 外 来                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |      |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 年間延患者数  | 25,623人                         | 17,900人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |      |     |        |         |         |         |    |    |      |
| 1日平均患者数 | 70                              | 74                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |      |     |        |         |         |         |    |    |      |

|    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|    |                      | <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 19億4,216万8千円</p> <p>たな卸資産購入限度額 3億4,565万7千円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |
| 19 | 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算  | <p>業務の予定量</p> <p>給水事業所数 146社</p> <p>年間総給水量 6,645万1,170m<sup>3</sup></p> <p>一日平均給水量 18万2,058m<sup>3</sup></p> <p>主なる建設改良事業 7億6,285万5千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 21億2,021万7千円</p> <p>事業費 23億722万5千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 2億9,005万8千円</p> <p>資本的支出 8億8,872万4千円</p> <p>債務負担行為 1件</p> <p>一時借入金限度額 3,000万円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 2億7,132万4千円</p> <p>交際費 4万1千円</p> <p>他会計からの補助金 170万4千円</p> <p>たな卸資産購入限度額 1,133万2千円</p> | 原案可決 |
| 20 | 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算 | <p>業務の予定量</p> <p>給水団体数 55団体</p> <p>年間総給水量 6億3,453万8,000m<sup>3</sup></p> <p>一日平均給水量 173万8,460m<sup>3</sup></p> <p>主なる建設改良事業 168億1,076万2千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 482億6,387万円</p> <p>事業費 467億6,771万円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 114億5,319万6千円</p> <p>資本的支出 324億1,831万9千円</p> <p>継続費 1件</p> <p>債務負担行為 6件</p>                                                                                                                                  | 原案可決 |

|    |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |
|----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|    |                     | 企業債限度額 54億600万円<br>一時借入金限度額 70億円<br>議会の議決を経なければ流用することのでき<br>ない経費<br>職員給与費 33億8,778万円<br>交 際 費 53万6千円<br>他会計からの補助金 4億6,959万2千円<br>たな卸資産購入限度額 3,872万9千円                                                                                                                            |      |
| 21 | 令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算  | 業務の予定量<br>宅地売却面積 15万485㎡<br>主なる建設改良事業 39億1,318万9千円<br>収益的収入及び支出<br>事業収益 105億9,298万2千円<br>事業費 78億7,970万4千円<br>資本的収入及び支出<br>資本的収入 15億4,247万6千円<br>資本的支出 44億480万4千円<br>一時借入金限度額 3億5,000万円<br>議会の議決を経なければ流用することのでき<br>ない経費<br>職員給与費 5億2,698万4千円<br>交 際 費 29万8千円<br>他会計からの補助金 298万8千円 | 原案可決 |
| 22 | 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計予算 | 業務の予定量<br>流域関連市町数 47市町<br>年間総処理水量 6億7,743万1,605㎡<br>一日平均処理水量 185万5,977㎡<br>主なる建設改良事業 198億15万4千円<br>収益的収入及び支出<br>事業収益 529億1,284万円<br>事業費 537億448万3千円<br>資本的収入及び支出<br>資本的収入 246億4,882万2千円<br>資本的支出 304億2,722万1千円<br>債務負担行為 6件<br>企業債限度額 60億9,000万円                                 | 原案可決 |

|    |                                                    |                                                                                                                                       |      |
|----|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|    |                                                    | <p>一時借入金限度額 120億円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 13億8,100万8千円</p> <p>交際費 30万円</p> <p>他会計からの補助金 66億9,726万7千円</p>         |      |
| 23 | 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例                        | <p>建築基準法等の一部改正等に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び飲食店営業許可申請手数料等の額を改定しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 24 | 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例                                | <p>新型コロナウイルス感染症対応体制及び児童虐待防止対策体制の強化に対処するため、職員の定数を改定しようとするものである。</p>                                                                    | 原案可決 |
| 25 | 知事の期末手当の特例に関する条例                                   | <p>現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めようとするものである。</p>                                                                                  | 原案可決 |
| 26 | 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例              | <p>特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載の部分の閲覧等の対象から除外等しようとするものである。</p>                                                | 原案可決 |
| 27 | 埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例                           | <p>埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の位置を変更しようとするものである。</p>                                                                                              | 原案可決 |
| 28 | 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。</p>                                                               | 原案可決 |
| 29 | 介護保険法施行条例の一部を改正する条例                                | <p>指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居住サービス等に係る運営に関する基準を改定等しようとするものである。</p>                                                     | 原案可決 |

|    |                                            |                                                                                                                     |      |
|----|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 30 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。       | 原案可決 |
| 31 | 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例                        | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。                                 | 原案可決 |
| 32 | 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例                    | 水質試験の試験項目を増設しようとするものである。                                                                                            | 原案可決 |
| 33 | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例               | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置しようとするものである。 | 原案可決 |
| 34 | 食品衛生に関する条例を廃止する条例                          | 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品衛生に関する条例を廃止しようとするものである。                                                                            | 原案可決 |
| 35 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例                        | 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品営業者が公衆衛生上遵守すべき営業許可に係る営業施設の基準を改めようとするものである。                                                         | 原案可決 |
| 36 | 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例                 | 食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、ふぐ取扱施設認定申請手数料の額を改定しようとするものである。                                                          | 原案可決 |
| 37 | 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備をしようとするものである。                                                  | 原案可決 |
| 38 | 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例               | 情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。                                                             | 原案可決 |

|    |                                                     |                                                                        |            |
|----|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 39 | 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例                               | 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。                 | 原案可決       |
| 40 | 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、規定の整備をしようとするものである。     | 原案可決       |
| 41 | 包括外部監査契約の締結について                                     | 包括外部監査契約を締結しようとするものである。                                                | 原案可決       |
| 42 | 指定管理者の指定について                                        | 埼玉県平和資料館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。                                    | 原案可決       |
| 43 | 審査請求に関する諮問について                                      | 退職手当支給制限処分に関する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき諮問するものである。                  | 答 申<br>(※) |
| 44 | 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について                         | 県が行う土地改良事業に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めようとするものである。                          | 原案可決       |
| 45 | 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について                          | 県が行う農道整備事業等に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めようとするものである。                         | 原案可決       |
| 46 | 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について                | 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、同公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をしようとするものである。 | 原案可決       |
| 47 | 埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について                    | 埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更について、同意しようとするものである。                           | 原案可決       |
| 48 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について                      | 県が国の交付金等の交付を受けて行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について、関係市町村の負担金の額を定めようとするものである。        | 原案可決       |
| 49 | 古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について                    | 県が行う古利根川流域下水道の設置等に要する経費について、改めて関係2市が負担すべき金額を定めようとするものである。              | 原案可決       |

|    |                                           |                                                                                                                                                  |      |
|----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 50 | 埼玉県文化芸術振興計画の策定について                        | 埼玉県文化芸術振興計画を策定しようとするものである。                                                                                                                       | 原案可決 |
| 51 | 埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について                     | 埼玉県農林水産業振興計画を策定しようとするものである。                                                                                                                      | 原案可決 |
| 52 | 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）                    | 歳入歳出予算補正額 444億2,360万6千円<br>累計額 2兆4,981億9,934万2千円<br>繰越明許費補正<br>追加 20件<br>債務負担行為補正<br>追加 1件<br>地方債補正<br>変更 8件                                     | 原案可決 |
| 53 | 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）） | 令和2年度一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき承認を求めらるものである。                                                                                        | 承認   |
| 54 | 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）                    | 歳入歳出予算補正額 814億894万6千円<br>累計額 2兆4,167億9,039万6千円<br>継続費補正<br>変更 7件<br>繰越明許費補正<br>追加 79件<br>変更 31件<br>債務負担行為補正<br>変更 1件<br>地方債補正<br>追加 4件<br>変更 45件 | 原案可決 |
| 55 | 令和2年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）                  | 歳入歳出予算補正額 48億4,757万7千円<br>累計額 5,468億4,852万6千円                                                                                                    | 原案可決 |
| 56 | 令和2年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）                   | 歳入歳出予算補正額 △3億5,141万9千円<br>累計額 150億9,456万3千円                                                                                                      | 原案可決 |
| 57 | 令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）              | 歳入歳出予算補正額 △8億2,930万7千円<br>累計額 127億9,128万6千円                                                                                                      | 原案可決 |

|    |                                 |                                                                                                                 |                                                                                                          |      |
|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 58 | 令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）     | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | 5億4,925万5千円<br>13億4,082万3千円                                                                              | 原案可決 |
| 59 | 令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）   | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | △38億3,439万3千円<br>6,011億1,663万9千円                                                                         | 原案可決 |
| 60 | 令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | △113万5千円<br>2,230万5千円                                                                                    | 原案可決 |
| 61 | 令和2年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）       | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | △8億2,003万5千円<br>50億5,181万5千円                                                                             | 原案可決 |
| 62 | 令和2年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）      | 歳入歳出予算補正額<br>累計額<br>継続費補正<br>変更 5件<br>地方債補正<br>変更 1件                                                            | △3億2,188万4千円<br>122億1,116万1千円                                                                            | 原案可決 |
| 63 | 令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | △1億5,330万円<br>6億1,134万1千円                                                                                | 原案可決 |
| 64 | 令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）     | 歳入歳出予算補正額<br>累計額                                                                                                | 27億4,282万7千円<br>325億8,131万3千円                                                                            | 原案可決 |
| 65 | 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）      | 業務の予定量<br>主なる建設改良事業<br>補正予定量<br>累計額<br>収益的収入及び支出<br>収益的支出<br>補正予定額<br>累計額<br>資本的収入及び支出<br>資本的収入<br>補正予定額<br>累計額 | <br><br>△2,141万円<br>7億4,492万1千円<br><br><br>△2億4,189万5千円<br>22億2,509万1千円<br><br><br>△631万円<br>3億4,616万4千円 | 原案可決 |



|    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |
|----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|    |                            | <p>収益的支出</p> <p>補正予定額           △10億9,911万1千円</p> <p>累計額               160億3,526万2千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的支出</p> <p>補正予定額           △1億8,674万9千円</p> <p>累計額               189億9,382万2千円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |
| 68 | 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号） | <p>業務の予定量</p> <p>主なる建設改良事業</p> <p>補正予定量           △2億9,813万5千円</p> <p>累計額               194億1,603万5千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>収益的収入</p> <p>補正予定額           △15億1,244万1千円</p> <p>累計額               512億6,912万5千円</p> <p>収益的支出</p> <p>補正予定額           △24億9,580万円</p> <p>累計額               502億4,110万8千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入</p> <p>補正予定額           △14億3,275万1千円</p> <p>累計額               252億6,123万8千円</p> <p>資本的支出</p> <p>補正予定額           △17億6,349万2千円</p> <p>累計額               305億6,613万2千円</p> <p>企業債補正</p> <p>限度額の変更   1件</p> <p>他会計からの補助金</p> <p>補正予定額           △5億7,155万9千円</p> | 原案可決 |
| 69 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 | <p>行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員のサービスに関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととしようとするものである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 原案可決 |
| 70 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  | <p>令和3年1月7日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定しようとするものである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 原案可決 |

|    |                                           |                                                                                                       |      |
|----|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 71 | 埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例                  | 行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、埼玉県私立学校助成審議会の議事録について押印を要しないこととしようとするものである。                                           | 原案可決 |
| 72 | 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例          | 養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をしようとするものである。                                | 原案可決 |
| 73 | 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例                 | 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。 | 原案可決 |
| 74 | 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長しようとするものである。                      | 原案可決 |
| 75 | 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 | 行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理審議会の議事録について押印を要しないこととしようとするものである。                           | 原案可決 |
| 76 | 訴えの提起について                                 | 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。                                                        | 原案可決 |
| 77 | 令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）                     | 歳入歳出予算補正額 195億2,222万円<br>累計額 2兆1,393億6,522万円                                                          | 原案可決 |
| 78 | 埼玉県副知事の選任について                             | 欠員中の埼玉県副知事に高柳三郎を選任することについて、同意を得ようとするものである。                                                            | 同意   |
| 79 | 埼玉県監査委員の選任について                            | 埼玉県監査委員白土幸仁の退職に伴う後任者（小久保憲一）の選任について、同意を得ようとするものである。                                                    | 同意   |

|    |                   |                                                                           |     |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 80 | 埼玉県監査委員の選任について    | 埼玉県監査委員神尾高善の退職に伴う後任者（荒木裕介）の選任について、同意を得ようとするものである。                         | 同 意 |
| 81 | 埼玉県公安委員会委員の任命について | 埼玉県公安委員会委員齋藤公子の任期は、令和3年3月27日で満了となるが、後任として工藤由起子を任命することについて、同意を得ようとするものである。 | 同 意 |

※答申の内容「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」

# 議員提出議案（条例・意見書等）

## 議第2号議案

### 哀悼決議

埼玉県議会岩崎宏議員の逝去を悼み、謹んで御冥福を祈る。

以上、決議する。

令和3年3月2日

埼玉県議会議長

原案可決

## 議第3号議案

### 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和58年埼玉県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、保健医療部及び病院局」を「及び保健医療部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

原案可決

## 議第4号議案

### 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和58年埼玉県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第10条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第10条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条及び第33条第1項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、第13条、第14条第1項及び第38条第1項の出席委員とする。

4 オンラインにより委員会に出席した委員があるときの表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第12条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第33条第1項中「できる」の下に「(オンラインにより委員会に出席した委員があるときを除く。)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

原案可決

#### 議第5号議案

### 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和58年埼玉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

原案可決

#### 議第6号議案

### 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、エスカレーター（動く歩道を含む。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、県民、関係事業者及び関係地方公共団体との相互の連携及び協力の下に、エスカレー

ターの安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係事業者が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策及び取組に協力するよう努めなければならない。

(関係事業者の責務)

第4条 関係事業者は、エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係事業者は、県が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(利用者の義務)

第5条 エスカレーターを利用する者(次条において「利用者」という。)は、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

(管理者の義務)

第6条 エスカレーターを管理する者(次条において「管理者」という。)は、その利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。

(管理者に対する指導等)

第7条 知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、前条に規定する周知に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(見直し)

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

原案可決

議第7号議案

## わいせつ行為により教員免許が失効等した者の採用に関する 制度の厳格化を求める意見書

令和元年度に、わいせつ行為やセクシャルハラスメントを行い懲戒処分を受けた全国の公立小学校、中学校、高等学校等の教育職員の数は、228名に上った。本県においても、同年度にわいせつ行為等により懲戒免職処分を受けた教育職員は17名に上り、異常な事態となっている。

このような中、国が地方自治体に対し、児童や生徒へのわいせつ行為を行った教員に関して、処分基準の厳格化を求めたことから、昨年9月までに、全ての地方自治体において教員によるわいせつ行為は、原則として懲戒免職の事由となった。また、国は、教員免許の失効・取上げ情報を検索できる官報情報検索ツールの検索可能な情報の期間を直近3年間から直近40年間に延長したことから、採用を行う教育委員会等が長期間にわたり情報を確認することができるようになった。

しかし、現行の教員免許制度では、懲戒処分等により教員免許が失効等した場合でも、3年経過後

には再取得が可能な仕組みとなっており、さらに、官報情報検索ツールには、懲戒処分等の理由等が掲載されていないことから、わいせつ行為により教員免許が失効等した者が、教員免許の再取得後に被処分歴等を隠して教壇に立ててしまうことが課題となっている。

国は、こうした教員が二度と教壇に立つことができないようにするため、懲戒処分等により教員免許が失効等した者の欠格期間を実質的に無期限に延長することを検討したが、法制上の課題があるとして、教育職員免許法の改正案の提出を事実上断念した。しかしながら、教員によるわいせつ行為は児童や生徒にとって重大な精神的被害をもたらすとともに、教育への信頼を失墜させることから、より実効性のある対応が必要である。

よって、国においては、教育委員会等が教員採用を行う際に、個人が特定できる仕組みを活用して、応募者の過去のわいせつ行為による処分歴を確認できるような制度を創設するなど教員の採用に関する制度の厳格化を強く要望する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

様

原案可決

議第8号議案

## 登記所備付地図の整備の更なる推進を求める意見書

不動産登記法第14条第1項の規定により、各登記所には土地の位置及び区画を明確に表す地図（以下「登記所備付地図」という。）を備え付けなければならないこととされている。

登記所備付地図が整備されるまでの間の代替措置として、当該地図に準ずる図面（以下「公図」という。）を備え付けることができることとされているが、この公図は、明治初期の地租改正の際に作成されたものが多いことから正確性に欠け、現況とは異なるため、道路整備事業や土地に対する課税適正化などに支障を来している。

そこで、国土調査法に基づく地籍調査が昭和26年に開始され、その成果に基づいて登記所備付地図が順次整備されてきたが、事業の主要な担い手である市町村の予算や人員の不足等から、その進捗率は令和元年度末で52%にとどまっている。

一方、全国の法務局及び地方法務局では、大都市や地方の拠点都市等における登記所備付地図整備事業が行われている。この事業では、登記官が直接関与すること等により境界がほぼ定まるという成果が上がっており、その一層の実施が日本全土の地図整備に資することが期待されている。

登記所備付地図が整備される効果としては、地籍調査が実施される効果と同様に、不動産取引の流動化、道路拡幅工事や下水道工事などの公共事業の円滑化、土地に対する課税の適正化及び境界紛争の防止などが挙げられる。

よって、国においては、登記所備付地図整備事業における単年度当たりの実施範囲等を大幅に拡大するとともに、全国の登記所備付地図が整備されるまでの工程表を示し、継続的に予算化を図るよう重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

様

原案可決

議第9号議案

## 子育て支援及び少子化対策に関する予算の充実 及び関連施策の強化を求める意見書

国の人口動態統計速報によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、雇用や医療への不安が広がったことなどから、令和2年の婚姻件数は537,583件で前年同期（615,652件）比約12.7%の減少となり、同年の出生数は872,683人で前年同期（898,600人）比では約2.9%の減少となった。

さらに、国が全国の市町村から集計した結果によれば、令和2年5月から7月までの妊娠届の件数は前年同期比約11.4%減と1割を超えるマイナスとなっており、仮に新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う妊娠の減少傾向が継続した場合には、今後も出生数の大幅な減少が不可避となる。このことは、少子化が一般的な想定よりも前倒して進み、国の基本的枠組みである人口構成に更にゆがみを生じさせかねない喫緊の課題である。

こうした中、開会中の通常国会では、一部の高所得世帯の児童手当（特例給付）を令和4年10月支給分から廃止するための、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案が審議されている。児童手当（特例給付）の支給対象から外れる子供の数は合計61万人となり、国は、年間370億円程度の浮いた財源を待機児童対策に充てるとしている。

目下、新型コロナウイルス感染症対策として莫大な補正予算が数次にわたり成立しているが、そのしわ寄せで児童手当（特例給付）のように、子育て支援や少子化対策に関する予算が圧縮されるなど少子化対策に逆行する動きが出ている。少子化の進展による人口構成のゆがみは労働人口の減少による市場規模の縮小や高齢者比率の上昇による現役世代の負担の増大などによって、日本経済の安定的発展や社会の活力の伸長に悪影響を及ぼす。このため、少子化に歯止めを掛けるための子育て支援や少子化対策は、新型コロナウイルス感染症対策と並んで、一刻も早く解決しなければならない課題である。

よって、国においては、少子化に歯止めを掛け、我が国の将来の人口構成にゆがみが生じないようにするため、支援の対象者を狭めるような見直しの方向ではなく、子育て世代の実情に即した子育て支援及び少子化対策に関する予算を充実させるとともに関連施策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣

様

原案可決

議第10号議案

## 無形文化財等の保護の推進を求める意見書

国は、ユネスコの総会において採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」を平成16年に締結し、口承による伝統及び表現、芸能、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などの無形文化遺産について、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」等の作成、いわゆるユネスコ無形文化遺産への登録を進めてきた。本県でも、平成26年に「日本の手漉和紙技術」として小川町及び東秩父村の細川紙が、平成28年には「山・鉾・屋台行事」として秩父祭の屋台行事と神楽及び川越氷川祭の山車行事がユネスコ無形文化遺産に相次いで登録されている。

さらに、国内においては、日本の生活文化である華道、茶道、書道などのユネスコ無形文化遺産への登録を目指す動きもみられるが、世界中で審査件数の上限を超える提案がなされており、登録件数が世界第2位である我が国からの新たな提案の審査が先送りされている状況である。

こうした中、近年の少子高齢化の進展や人々の集いを難しくする新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域の祭礼、儀式、伝統芸能などの無形文化財及び無形民俗文化財（以下「無形文化財等」という。）が存続の危機にさらされていることが喫緊の課題となっている。

国は、本年2月に、文化財保護法の一部を改正する法律案を開会中の通常国会に提出し、今会期中の成立を目指している。主な改正点は、現行の強い規制と手厚い保護措置を受けられる重要無形文化財等の指定制度に加えて、これに指定されていない無形文化財等のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用することを特に必要とされているものを国が登録できる制度を創設する内容となっている。また、地方自治体による登録制度も盛り込まれている。

目下、新型コロナウイルス感染症により、多様な無形文化財等に関し、公演等の継承活動に深刻な影響が生じているが、法改正を受けて国の文化財としての位置付けがなされれば、担い手や地域住民が誇りを持つ契機となり、伝統文化を守る機運醸成にもつながる。改正法が成立すれば、幅広く緩やかな保護措置を受けられる国の無形文化財登録制度とともに、地方自治体による登録制度の活用も可能となり、国と地方による一層の連携が重要となってくる。

よって、国においては、危機に瀕した無形文化財等の保護を進めるため、予算措置及び関連施策による支援を地方とともに速やかに講じるとともに、ユネスコ無形文化遺産の新規登録申請に当たっては、着実な登録を実現していくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

様

原案可決

議第11号議案

## 調査基準価格の引上げを求める意見書

建設産業は、社会資本の建設、補修、維持管理などを行い、地域経済の一翼を担うとともに、災害の未然防止や災害時の応急対策・復旧などに努め、コロナ禍においても国民の安心・安全を守る大きな役割を担っている。

建設産業が今後もその役割を果たしていくためには、事業者の経営基盤がより一層強化されることが重要であり、経営基盤の強化には、適正な価格での工事請負契約により適正な利潤を確保することが前提となる。

さらに、令和2年12月に閣議決定され、令和3年度から実施される「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の円滑な施行体制の確保を図るためにも、適正な価格での工事請負契約が必要である。

こうした中、公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るために設置されている中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、平成31年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）における調査基準価格の設定範囲の上限を引き上げる等の見直しが行われたが、それ以降は見直しが行われていない。

よって、国においては、建設産業に携わる事業者の経営基盤のより一層の強化を図るため、地方自治体が運用の指針としている中央公契連モデルにおける調査基準価格の引上げを速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣

様

原案可決

議第12号議案

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふ

さわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされていないとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受けられる制度や加害者に代わる国による損害の補償制度などの経済的支援施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定及び性犯罪・性暴力の被害直後の受診、相談、支援のコーディネートが1か所でできる病院拠点型ワンストップ支援センターの設置といった施策においても、地域によって大きな格差が生じていることが課題となっている。

国は、犯罪被害者の権利に対応して、支援施策のより一層の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国においては、被害者の視点に立ったより良い制度を確立し、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援が充実するよう、新たに、犯罪被害者等に対する補償法を整備するとともに手続上の負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、全ての都道府県に最低1か所は設置できるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長  
男女共同参画担当大臣

様

原案可決

議第13号議案

## 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭の者、外国人、

刑務所出所者等住宅確保要配慮者は増えており、さらに、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む者が急増したことから、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、令和2年4月から10月までの累計で11万件を超え、令和元年度1年間の約28倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でもあることから、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、住まいと暮らしの安心を確保するため、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

#### 記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、支給期間の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭の者など住まいの確保に困難を抱えているものが住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃及び家賃債務保証料低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度に関し、残置物処分や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数に応じて加算するなどの現行の加算項目に加え、特に支援に困難を伴う障害者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 国の令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対する相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整が困難な高齢者や障害者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく住宅施策全般において、国土交通省、厚生労働省、都道府県、市区町村の役割や責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握、見える化、共有を推進し、市区町村における居住支援協議会の設立や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化が図られるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会 議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

様

原案可決

議第14号議案

## 歩行者利便増進道路制度の推進を求める意見書

令和2年11月の改正道路法の施行に伴い歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）の指定制度が創設され、ほこみち内において道路管理者により指定された利便増進誘導区域では道路占用許可基準の緩和等により、歩道にオープンカフェを設置するなど、人々がくつろぐ場所として道路を活用した魅力的なまちづくりが可能となった。

一定の歩行空間があればテラス席などの路上設置が認められ、占用期間も従前の5年間から公募により占用者を選定すれば最長で20年間となったことから、テラス付きの飲食店など初期投資が多額となる施設も参入しやすい環境が整備された。

これに先立ち、国は、令和2年6月から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置（以下「コロナ特例」という。）を導入し、地方自治体に対しても、同様の措置の実施の検討を依頼した。さいたま市大宮一番街商店街ほか全国数百か所以上で歩道の一部をテラスとして活用する実証実験や路上営業が行われた結果、歩道にテーブルや椅子、テイクアウトコーナーが設けられ、店内の密室状態回避に限らず、テラス席で食事を楽しむ人がいることにより、まち全体のにぎわい感が増すなどにぎわい創出に効果があった。

国は、コロナ特例により沿道飲食店等の路上利用がなされる場所は、まさに歩行者中心の道路空間として利活用されるニーズが顕在化した道路であるといえることから、時限的措置であるコロナ特例から恒久的制度であるほこみちへの円滑な移行によって現在の沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進するとしている。本年2月には、大阪市の国道25号線御堂筋や神戸市、姫路市の3か所において、コロナ特例から移行し、全国で初めてほこみちが指定された。

しかしながら、コロナ特例からほこみちへの移行の際、直轄国道では占用許可申請と同時に必要となる警察署への道路使用許可申請に関し窓口を一本化するワンストップサービスを開始しているが、地方自治体が管理する道路では一部を除いて窓口一本化に至っていない。また、依然として交通量の多い道路では歩道の有効幅員が3.5メートル以上を要求される道路構造基準など、種々の規制は存在しており、利用されにくい制度であることが課題となっている。

一都三県をはじめとする全国の飲食店等の経営は、再度の緊急事態宣言発出や営業時間短縮要請を受けて厳しい状況にあり、ほこみちを活用したテラス営業等は、少しでも売上を伸ばしたい飲食店等

を救うことにもつながる。

よって、国においては、魅力的なまちづくりや商店街の活性化などに資するため、下記の事項を実施することを強く要望する。

#### 記

- 1 コロナ特例からほこみちへの移行の際には、道路管理者や警察機関、保健所等との協議手続の更なる円滑化が図られるよう地方自治体に対して必要な支援を行うこと。
- 2 ほこみち制度における種々の規制を緩和し、柔軟性を持たせることで、民間活力の導入を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

様

原案可決

#### 議第15号議案

### 別居・離婚後の子供と父母等との間の交流を促進するための 法整備を求める意見書

離婚後の子の監護に関する事項を定めた民法第766条第1項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」の規定により、別居親と子供の交流については「面会交流」と呼ばれているが、海外では「parenting time」等と表現されており、我が国においても子供にも理解できるような名称に変更すべきである。

また、民法の規定では、離婚後の協議に関して対象を父母に限定しているが、仮に父母が不仲で離婚し、同居親が子供と別居親との面会を拒絶した場合には、祖父母と孫との関係が良好であっても、協議はおろか、調停や裁判さえもできないまま生き別れとなってしまう。

さらに、別居親が子供と良好な関係を築いていた場合でも、離婚した親は学校等から保護者として扱われない。しかしながら、保育園や学校における交流は、交流の機会が増えるほか、別居親も子供の成長や環境をつぶさに知ることができ、種々の問題にも迅速な対応が可能となる利点がある。

別居や離婚は、子供に長期間にわたり深刻な影響を与えるが、仮に別居親や別居祖父母とも充実した交流を継続していた場合には、父母双方と父母双方の祖父母からの愛情を実感することで、そのような影響を緩和させ、長期的には「子供の最善の利益」にもつながる。このため、別居親や別居祖父母は、経済的な責任はもちろん、子供に愛情を伝え、成長を支えることで、生涯にわたり肉親として責任を果たしていくことが望ましい。

よって、国においては、別居や離婚により、子供が別居親等との断絶状態に置かれた状態からの回復を図り、子供と別居親等との交流を促進するため、下記の事項に関する法整備を行うよう強く要望する。

記

- 1 別居親等と子供の交流について、「養育時間」と称することができるよう民法の規定を改正すること。
- 2 今般の離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに当たっては、別居祖父母にも交流を認めること。
- 3 別居親等と子供の関係に問題がない場合には、保育園や学校などの施設における交流を促進する制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} 様

原案可決

## 陳情受付状況

| 番号 | 受付年月日   | 件名                                | 陳情者                                                            |
|----|---------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 42 | 2.12.15 | 新型コロナウイルス過剰感染対策緩和のお願い             | 個人                                                             |
| 1  | 3.1.28  | 令和3年埼玉県内桜まつり開催における嘆願書             | 鴻巣市人形3-2-19 鴻巣敬神会露商組合<br>組合長 白井 一郎                             |
| 2  | 3.2.1   | 自衛隊の医療部隊増強について意見書を国に提出することに関する陳情書 | 愛知県安城市百石町2丁目17の6<br>社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し<br>集団 一輪のバラの会 代表 加藤 克助 |
| 3  | 3.2.4   | 交通規制標識の設置について                     | 個人                                                             |
| 4  | 3.2.4   | 交通規制について（苦情申出）                    | 個人                                                             |
| 5  | 3.2.4   | 「とおり」について                         | 個人                                                             |
| 6  | 3.2.5   | 一方通行区間の規制標識等について                  | 個人                                                             |

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和3年2月定例会)

## (議会運営委員会)

- 1 6月定例会会期予定について
- 2 6月定例会の質疑質問について
- 3 議会に関する条例、規則に関することについて
- 4 特別委員会の設置及び変更に関することについて
- 5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について
- 7 報道機関の取材に関することについて
- 8 その他議会運営に関することについて

## (企画財政委員会)

- 1 県行政の総合的企画及び調整について
- 2 歳入の確保について
- 3 行政改革の総合的な推進について
- 4 行政組織及び定数管理について
- 5 情報化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 市町村行財政の充実について
- 8 地域の総合的な整備の推進について
- 9 土地及び水政策の総合的な推進について
- 10 交通政策の推進について
- 11 公金の出納・保管状況について

## (総務県民生活委員会)

- 1 職員の待遇改善について
- 2 情報公開制度の施行状況について
- 3 政治倫理について
- 4 私学の振興について
- 5 県税に関することについて
- 6 県有財産の管理状況について
- 7 入札・契約制度について
- 8 県営競技事業の施行状況について
- 9 広聴広報について
- 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について
- 11 人権施策の推進について
- 12 県民文化の推進について

- 13 国際交流の推進について
- 14 青少年対策について
- 15 スポーツの振興について
- 16 男女共同参画の推進について
- 17 消費生活の安定・向上について
- 18 交通安全対策について
- 19 防犯のまちづくりの推進について

## (環境農林委員会)

- 1 環境保全対策の推進について
- 2 廃棄物対策について
- 3 自然の保護及び緑化対策について
- 4 地球環境の保全の推進について
- 5 農林水産業の振興について
- 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について
- 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について
- 8 農林災害対策について
- 9 農村の生活環境の整備について
- 10 農林水産業関係団体の指導について
- 11 試験研究機関の整備について

## (福祉保健医療委員会)

- 1 社会福祉施設の整備拡充について
- 2 社会保障制度の充実について
- 3 児童福祉の推進について
- 4 高齢者福祉の推進について
- 5 障害者福祉の推進について
- 6 健康の保持・増進体制の充実について
- 7 疾病の予防・治療対策の推進について
- 8 地域医療体制の整備拡充について
- 9 環境衛生・食品衛生の推進について
- 10 医薬品などの安全対策の推進について
- 11 病院事業の運営状況について(令和3年3月31日まで)

**(産業労働企業委員会)**

- 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について
- 2 労使関係の安定確立対策について
- 3 職業能力開発体制の整備拡充について
- 4 雇用対策の推進について
- 5 商工業の振興について
- 6 中小企業金融対策について
- 7 産地産業の振興について
- 8 観光資源の利用促進について
- 9 商工関係団体の指導について
- 10 試験研究機関の整備について
- 11 科学技術の振興について
- 12 工業用水道事業の実施状況について
- 13 水道用水供給事業の実施状況について
- 14 地域整備事業の実施状況について

**(県土都市整備委員会)**

- 1 道路事業の推進について
- 2 河川事業の推進について
- 3 ダム及び砂防事業の推進について
- 4 公共用地の取得及び管理について
- 5 建設工事の管理について
- 6 都市計画行政の推進について
- 7 公園の整備及び管理について
- 8 土地取引の適正化について
- 9 建築行政の推進について
- 10 住宅行政の推進について
- 11 営繕事業の実施状況について
- 12 さいたま新都心の整備について
- 13 下水道の整備及び管理について

**(文教委員会)**

- 1 義務教育の充実について
- 2 高等学校教育の充実について
- 3 特別支援教育の充実について
- 4 生涯学習の推進について
- 5 学校保健教育・体育の充実について
- 6 文化の振興と文化財の保護について
- 7 人権を尊重する教育の推進について
- 8 国際理解教育の推進について
- 9 情報教育の推進について

10 環境教育の推進について

**(警察危機管理防災委員会)**

- 1 警察行政の総合的企画及び調整について
- 2 警察官定員の増加と待遇改善について
- 3 警察施設の整備と管理運営について
- 4 生活安全活動体制の充実について
- 5 地域活動体制の充実について
- 6 刑事警察の強化について
- 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて
- 8 消防及び防災の強化について
- 9 危機管理の強化について

# 閉会中の委員会活動

〔議事堂内委員会〕

## 予算特別委員会

- 1 期 日 令和3年2月12日（金）
- 2 場 所 議事堂第4委員会室
- 3 協議事項

委員会運営の基本的な事項となる「埼玉県議会予算特別委員会実施要領（案）」、「予算特別委員会に関する申合せ事項（案）」、「予算特別委員会 審査日程（案）」及び「予算特別委員会 座席表」について、協議・決定を行った。

# 議 会 日 誌

## (本会議・委員会等)

| 月 日           | 件 名                                                       |
|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 1月6日          | 議 会 運 営 委 員 会                                             |
| 7日            | 1 月 臨 時 会                                                 |
| 2月12日         | 各 会 派 代 表 者 会 議<br>議 会 運 営 委 員 会<br>議 事 堂 内 委 員 会 ( 予 算 ) |
| 19日<br>～3月26日 | 2 月 定 例 会                                                 |

## (その他)

| 月 日   | 場 所         | 件 名                           |
|-------|-------------|-------------------------------|
| 1月18日 | 書面開催        | 一都三県議会議長会                     |
| 1月27日 | オンライン<br>開催 | 全国都道府県議会議長会<br>役員会            |
|       | 書面協議        | 全国都道府県議会議長会<br>定例総会           |
| 2月9日  | オンライン<br>開催 | 都道府県議会デジタル化推進<br>本部・専門委員会合同会議 |

# 新委員会構成決まる

令和3年3月26日に新しい委員会構成が決まりました。

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

## 議会運営委員会委員

| 委員会名<br>(定数) | 正副委員長                                                        | 委 員            |
|--------------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| 議会運営<br>(17) | ◎立石泰広<br>(自 民)<br><br>○宇田川幸夫<br>(自 民)<br><br>○江原久美子<br>(県 民) | 橋詰 昌兎 (公 明)    |
|              |                                                              | 松坂 喜浩 (県 民)    |
|              |                                                              | 岡田 静佳 (自 民)    |
|              |                                                              | 石川 忠義 (県 民)    |
|              |                                                              | 萩原 一寿 (公 明)    |
|              |                                                              | 秋山 文和 (共産党)    |
|              |                                                              | 須賀 敬史 (自 民)    |
|              |                                                              | 中屋敷慎一 (自 民)    |
|              |                                                              | 山本 正乃 (駐ﾌｻﾞｰﾑ) |
|              |                                                              | 神尾 高善 (自 民)    |
|              |                                                              | 田村 琢実 (自 民)    |
|              |                                                              | 宮崎榮治郎 (自 民)    |
|              |                                                              | 小谷野五雄 (自 民)    |
|              |                                                              | 木村 勇夫 (駐ﾌｻﾞｰﾑ) |

## 図書室委員会委員

| 委員会名<br>(定数) | 正副委員長                                | 委 員            |
|--------------|--------------------------------------|----------------|
| 図書室<br>(14)  | ◎飯塚俊彦<br>(自 民)<br><br>○永瀬秀樹<br>(自 民) | 山口 京子 (自 民)    |
|              |                                      | 白根 大輔 (駐ﾌｻﾞｰﾑ) |
|              |                                      | 杉田 茂実 (県 民)    |
|              |                                      | 高木 功介 (自 民)    |
|              |                                      | 橋詰 昌兎 (公 明)    |
|              |                                      | 東間亜由子 (駐ﾌｻﾞｰﾑ) |
|              |                                      | 前原かづえ (共産党)    |
|              |                                      | 岡 重夫 (県 民)     |
|              |                                      | 白土 幸仁 (自 民)    |
|              |                                      | 小川真一郎 (自 民)    |
|              |                                      | 神尾 高善 (自 民)    |
|              |                                      | 小島 信昭 (自 民)    |

## 常任委員会委員

| 委員会名<br>(定数)        | 正副委員長                                  | 委 員                                                                                                                                                                               | 委員会名<br>(定数)               | 正副委員長                                  | 委 員                                                                                                                                                                               |
|---------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画財政<br>(12)        | ◎細 田 善 則<br>(自 民)<br>○千 葉 達 也<br>(自 民) | 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>杉田 茂実 (県 民)<br>中川 浩 (改 革)<br>江原久美子 (県 民)<br>松澤 正 (自 民)<br>安藤 友貴 (公 明)<br>白土 幸仁 (自 民)<br>田村 琢実 (自 民)<br>長峰 宏芳 (自 民)<br>欠                            | 産業労働<br>企 業<br>(12)        | ◎永 瀬 秀 樹<br>(自 民)<br>○松 井 弘<br>(自 民)   | 深谷 顕史 (公 明)<br>飯塚 俊彦 (自 民)<br>石川 忠義 (県 民)<br>岡 重夫 (県 民)<br>荒木 裕介 (自 民)<br>水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>秋山 文和 (共産党)<br>木下 高志 (自 民)<br>小林 哲也 (自 民)<br>田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム) |
| 総 務<br>県民生活<br>(12) | ◎横 川 雅 也<br>(自 民)<br>○関 根 信 明<br>(自 民) | 並木 正年 (県 民)<br>前原かづえ (共産党)<br>日下部伸三 (自 民)<br>醍醐 清 (県 民)<br>梅澤 佳一 (自 民)<br>宇田川幸夫 (自 民)<br>立石 泰広 (自 民)<br>蒲生 徳明 (公 明)<br>高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>本木 茂 (自 民)                  | 県土都市<br>整 備<br>(12)        | ◎木 下 博 信<br>(自 民)<br>○萩 原 一 寿<br>(公 明) | 柿沼 貴志 (県 民)<br>宮崎 吾一 (自 民)<br>守屋 裕子 (共産党)<br>中野 英幸 (自 民)<br>新井 一徳 (自 民)<br>高橋 政雄 (自 民)<br>齊藤 正明 (自 民)<br>西山 淳次 (公 明)<br>木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>欠                          |
| 環境農林<br>(11)        | ◎吉 良 英 敏<br>(自 民)<br>○橋 詰 昌 児<br>(公 明) | 平松 大佑 (県 民)<br>逢澤圭一郎 (自 民)<br>秋山 もえ (共産党)<br>山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>井上 航 (県 民)<br>小川真一郎 (自 民)<br>武内 政文 (自 民)<br>諸井 真英 (自 民)<br>小島 信昭 (自 民)                                | 文 教<br>(11)                | ◎美 田 宗 亮<br>(自 民)<br>○山 口 京 子<br>(自 民) | 岡村 ゆり子 (県 民)<br>八子 朋弘 (県 民)<br>辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>浅井 明 (自 民)<br>新井 豪 (自 民)<br>岡地 優 (自 民)<br>中屋敷慎一 (自 民)<br>塩野 正行 (公 明)<br>柳下 礼子 (共産党)                                  |
| 福 祉<br>保健医療<br>(12) | ◎岡 田 静 佳<br>(自 民)<br>○渡 辺 大<br>(自 民)   | 金野 桃子 (県 民)<br>町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>松坂 喜浩 (県 民)<br>藤井 健志 (自 民)<br>小久保憲一 (自 民)<br>村岡 正嗣 (共産党)<br>山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>神尾 高善 (自 民)<br>小谷野五雄 (自 民)<br>石渡 豊 (公 明) | 警 察<br>危機管理<br>防 災<br>(11) | ◎内 沼 博 史<br>(自 民)<br>○権 守 幸 男<br>(公 明) | 高橋 稔裕 (自 民)<br>高木 功介 (自 民)<br>東間 亜由子 (駐 <sup>7</sup> ホ-7ム)<br>浅野目義英 (無所属)<br>鈴木 正人 (県 民)<br>齊藤 邦明 (自 民)<br>須賀 敬史 (自 民)<br>宮崎 栄治郎 (自 民)<br>欠                                       |

## 特別委員会委員

| 委員会名<br>(定数)                        | 正副委員長                                      | 委 員                                                                                                                                                                                              | 委員会名<br>(定数)                                 | 正副委員長                                      | 委 員                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然再生・<br>循環社会<br>対 策<br>(13)        | ◎新 井 豪<br>(自 民)<br><br>○藤 井 健 志<br>(自 民)   | 高橋 稔裕 (自 民)<br>柿沼 貴志 (県 民)<br>横川 雅也 (自 民)<br>東間亜由子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>浅野目義英 (無所属)<br>萩原 一寿 (公 明)<br>村岡 正嗣 (共産党)<br>醍醐 清 (県 民)<br>神尾 高善 (自 民)<br>小谷野五雄 (自 民)<br>欠                            | 経 済 ・<br>雇 用 対 策<br>(13)                     | ◎小 川 真一郎<br>(自 民)<br><br>○宇田川 幸 夫<br>(自 民) | 宮崎 吾一 (自 民)<br>守屋 裕子 (共産党)<br>並木 正年 (県 民)<br>岡 重夫 (県 民)<br>細田 善則 (自 民)<br>中野 英幸 (自 民)<br>中屋敷慎一 (自 民)<br>蒲生 徳明 (公 明)<br>高木 真理 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>齊藤 正明 (自 民)<br>欠                                                                                                      |
| 地方創生・<br>行財政改革<br>(13)              | ◎齊 藤 邦 明<br>(自 民)<br><br>○飯 塚 俊 彦<br>(自 民) | 平松 大佑 (県 民)<br>逢澤圭一郎 (自 民)<br>松坂 喜浩 (県 民)<br>内沼 博史 (自 民)<br>前原かづえ (共産党)<br>日下部伸三 (自 民)<br>権守 幸男 (公 明)<br>山本 正乃 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>田村 琢実 (自 民)<br>本木 茂 (自 民)<br>田並 尚明 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)   | 危機管理・<br>大 規 模<br>災 害 対 策<br>(13)            | ◎新 井 一 徳<br>(自 民)<br><br>○安 藤 友 貴<br>(公 明) | 深谷 顕史 (公 明)<br>八子 朋弘 (県 民)<br>杉 茂実 (県 民)<br>千葉 達也 (自 民)<br>松井 弘 (自 民)<br>町田 皇介 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>岡田 静佳 (自 民)<br>永瀬 秀樹 (自 民)<br>秋山 文和 (共産党)<br>梅澤 佳一 (自 民)<br>小林 哲也 (自 民)                                                                                             |
| 公社事業<br>対 策<br>(13)                 | ◎須 賀 敬 史<br>(自 民)<br><br>○浅 井 明<br>(自 民)   | 金野 桃子 (県 民)<br>秋山 もえ (共産党)<br>高木 功介 (自 民)<br>辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>吉良 英敏 (自 民)<br>山根 史子 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>井上 航 (県 民)<br>荒木 裕介 (自 民)<br>高橋 政雄 (自 民)<br>小島 信昭 (自 民)<br>石渡 豊 (公 明)     | 人材育成・<br>文 化 ・<br>ス ポ ー ツ<br>振 興<br>(13)     | ◎武 内 政 文<br>(自 民)<br><br>○松 澤 正<br>(自 民)   | 白根 大輔 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>中川 浩 (改 革)<br>渡辺 大 (自 民)<br>江原久美子 (県 民)<br>美田 宗亮 (自 民)<br>鈴木 正人 (県 民)<br>立石 泰広 (自 民)<br>塩野 正行 (公 明)<br>諸井 真英 (自 民)<br>宮崎 栄治郎 (自 民)<br>欠                                                                                                      |
| 少 子 ・<br>高 齢 福 祉<br>社 会 対 策<br>(13) | ◎白 土 幸 仁<br>(自 民)<br><br>○木 下 博 信<br>(自 民) | 岡村 ゆり子 (県 民)<br>山口 京子 (自 民)<br>関根 信明 (自 民)<br>橋詰 昌児 (公 明)<br>石川 忠義 (県 民)<br>小久保憲一 (自 民)<br>水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>柳下 礼子 (共産党)<br>長峰 宏芳 (自 民)<br>西山 淳次 (公 明)<br>木村 勇夫 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム) | 新 型 コ ロ<br>ナ ウ イ ル<br>ス 感 染 症<br>対 策<br>(18) | ◎小 島 信 昭<br>(自 民)<br><br>○本 木 茂<br>(自 民)   | 金野 桃子 (県 民)<br>岡村 ゆり子 (県 民)<br>深谷 顕史 (公 明)<br>秋山 もえ (共産党)<br>千葉 達也 (自 民)<br>辻 浩司 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>藤井 健志 (自 民)<br>横川 雅也 (自 民)<br>岡田 静佳 (自 民)<br>石川 忠義 (県 民)<br>荒木 裕介 (自 民)<br>萩原 一寿 (公 明)<br>水村 篤弘 (駐 <sup>7</sup> ホ-ム)<br>須賀 敬史 (自 民)<br>中屋敷慎一 (自 民)<br>田村 琢実 (自 民) |

## 請願は私たちの権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)  
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

## 第16回埼玉県議会フォトコンテストの入賞作品決定！

第16回フォトコンテストには、1,276点の御応募をいただきました。

審査の結果、次のとおり入賞作品を決定しましたのでお知らせいたします。たくさんの御応募ありがとうございました。

なお入賞作品は、令和3年4月以降の県議会広報で使用させていただく予定です。

### 【一般写真部門】

(敬称略・五十音順)

| テーマ  | A 埼玉の四季 |       | B 自由(フリー) |       |
|------|---------|-------|-----------|-------|
| 議長賞  | 鷺の舞い    | 沖館 宏  | ママと初桜     | 片桐新一郎 |
| 副議長賞 | 恥ずかしいよ！ | 清水 芳明 | 黄昏        | 原田 棕介 |
| 入選   | 集中する時刻  | 猪俣 靖  | 大相撲       | 厚目 正  |
|      | 雪の果     | 上山 礼子 | 僕へのプレゼント  | 小林 直治 |
|      | 祈り      | 斉藤 重利 | 俺の役割なんです  | 酒井 勇吉 |
|      | 桃源郷     | 田村 悠也 | 素顔        | 須藤 康男 |
|      | 見沼の春を歌う | 平田 久司 | 今日は夏まつり   | 馬場 歩  |
|      | 春のフィナーレ | 森 卓廣  | 黎明(れいめい)  | 宮岡 俊一 |
|      | 蝶の舞     | 山田 信夫 | ラブコール     | 宮田 哲夫 |

### 【モバイル写真部門】

| テーマ      | A 埼玉の魅力         |       | B 自由(フリー)  |       |
|----------|-----------------|-------|------------|-------|
| ベストショット賞 | 水晶玉に閉じ込めた秋      | 山田 佳祐 | 夏雲         | 佐藤 宏二 |
| 入選       | 緑、水、遊ぶ。五感フル回転！  | 加藤 恵美 | 本を読むふたりで読む | 林 弘樹  |
|          | つくしも安心してキラキラ輝ける | 加藤 美咲 | 赤と赤のマリアージュ | 本田 美香 |
| 特別賞      | 不気味で美しい空        | 大山 広剛 | Wish       | 金子 璃南 |

※入賞作品は、埼玉県議会ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>) で御覧いただけます。

※詳しくは、埼玉県議会事務局政策調査課(直通048-830-6257)へお問い合わせください。

### 〈表紙写真〉

「第16回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

タイトル「見沼の春を歌う」 平田 久司さん撮影

撮影場所 さいたま市 見沼田んぼ 芝川





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」